

令和 6 年度対象 認証評価

大阪国際大学短期大学部

自己点検・評価報告書

令和 8 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】1
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]1
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]3
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]8
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]11
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】16
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]16
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]21
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]26
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]29
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】44
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]44
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]54
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]59
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]61
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】68
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]68
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]70
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]72
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]74

令和7年度自己点検評価書の公開にあたって

— 学長による評価・総評 —

本学は、令和4(2022)年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し、その結果「適格」との判定を受けた。受審後は次期評価サイクルの動向を見据えつつ、継続的な質保証の観点から「自己点検・評価の総括」という形式を用いて自己点検・評価を蓄積してきた。そして、令和7(2025)年より第4期評価サイクルが開始されることに伴い、新サイクルに準じた形式にて令和6(2024)年度を対象とした自己点検・評価を実施した。

今回の自己点検・評価の結果、本学は評価機関が定める全ての基準を満たしているものと判断する。前回受審時に課題として抽出された項目についても、各学科・各部署において順次改善活動を推進してきたことを確認した。しかし、教育の質の向上に終わりはなく、現状に慢心することなく、引き続きこれらの改善活動に真摯に取り組むことが不可欠である。

現在、短期大学を取り巻く環境は少子化の影響等により苛烈を極めている。こうした厳しい情勢下にあっても、建学の精神である「全人教育」を教学の柱に据え、本学の持つ独自の教育資源と存在価値を広く社会に示し、高等教育機関としての使命を果たし続けることが肝要である。今後も、本学が持続可能な組織として存続できるよう、教職員一丸となって不断の努力を積み重ねていく所存である。

大阪国際大学短期大学部

学長 宮本 郁夫

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

大阪国際大学短期大学部（以下、本学と示す）の建学の精神は「全人教育」である。この精神は、大学・短期大学部・高等学校・中学校及び幼保連携型認定こども園を擁する大阪国際学園グループに共通するものである。戦火をまぬがれ唯一現存する第二次世界大戦前発行の帝国高等女学校の学校要覧に「本校教育の眼目」として記載された「人間を作る教育」に由来する。ここで、「人間」とは「知情意の円満に発達した人」とされ、次のように示されている。

- 一．為すべき事と為すべからざる事とを弁えて実行する人。曰く、物のわかった人。
- 二．相当の感激性を有し、而もよく他と親愛協和し得る人。曰く、血あり涙ある人。
- 三．正義を愛し邪悪を悪み、常に正しき道を歩み得る人。曰く、真面目な人。

平成 4(1992)年、建学の精神は学園創立時から流れる「人間を作る教育」を「人間を人間らしく育む教育」と捉え、学園本部に設置された「学園 SI 推進委員会」（委員長：法人本部事務局長）において「全人教育」という言葉で表すことを確認し今日に至る。また、本学の理念は、「建学の精神である『全人教育』を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成することであり、「GLOBAL MIND」は理念を表すキーワードである。

(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

建学の精神である「全人教育」とは、どのような時代の移り変わりにも動かぬ人間教育、すなわち「人間を人間らしく育てる」とする考え方である。これは教育基本法第 1 条の「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的並びに私立学校法第 1 条の「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」とするこの法律の目的及び第 2 条以降の趣旨に基づいた公共性を有している。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

建学の精神や理念については、毎年、「新年互礼会」においては理事長が、年度初めに教育学方針を表明する「学長方針発表会」においては学長が、全教職員に対して表明している。また、教室、会議室、事務室等には建学の精神及び理念を掲げ、常に教職員や学生の目に触れる環境を作るなどの工夫を行っている。学生に対しては、例年、入学宣誓式において、理事長及び学長より建学の精神について言及している。なお、年度当初の学科オリエンテーションにおいても、新入生及び在學生に学科長から建学の精神について言及する機会を持っている。また、在學生ポータルサイトで閲覧できる「Student's Guide」に建学の精神及び理念を記載し周知している。

建学の精神の学外への表明としては、例年、入学宣誓式直後の保護者懇談会において、保護者に向けて建学の精神について言及しているが、なお、学報「GLOBAL MIND」を年に1回発行し、建学の精神について広く表明するなどしている。さらに、在學生・受験生・社会など広く学内外へ向けて、本学ウェブサイトや大阪国際大学短期大学部案内をとおして、建学の精神に関する情報発信を行っている。

この他、本学の建学の精神をより深く理解してもらうために、本館1階に歴史資料室メモリアルルームを開設し、本学ならびに大阪国際学園の開設以来の様々な資料等を展示するとともに、広報誌なども備え、学内者のみならず、学外からの来校者が随時自由に見学できるようにしている。また、戦後、学園の礎を築いた第2代理事長で初代学長である奥田政三の功績を記念する書籍を刊行し、その業績を広く関係者に周知するように努めてきた。学園の周年記念誌を節目節目に刊行し、それによって本学の教育・研究に関する歴史・現状を明らかにしてきた。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

建学の精神は、「新年互礼会」や「学長方針発表会」で毎年表明されることで全教職員に浸透し、共有されている。また、教職員は身分証明書であるIDカードを常に携帯しているが、裏面に建学の精神が印刷されており、常にそれを意識するようにしている。さらに、建学の精神を教育課程や授業に反映するために、「授業力向上マニュアル」に掲げ、これを非常勤講師も含む全教職員に配布し、建学の精神の共有を図っている。例年、年度末には、各学科または専門分野毎で非常勤講師と専任教員との懇談会を開いており、ここでも、学長及び学科長等から建学の精神を表明することでその共有を図っている。

学生には、建学の精神「全人教育」を掲示し目に触れるようにしているが、その意味や教育目的・内容との関連が十分に説明されていなかった。そこで、令和3(2021)年度、各学科で説明する機会を設けた。説明終了後、学生がどの程度理解できたか、アンケート調査を行い、その結果に基づき自己点検実施委員会において意見交換が行われ、次年度の周知方法の改善に活かすこととなった。

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

建学の精神は、普遍的なものであり、制定以来変わることはないが、年1回、自己点検実施委員会及び拡大教授会にて定期的な確認を行っている。一方、建学の精神を基礎とする理念は、急速な時代の変化を見据え、必要に応じて内容の見直しを行ってきた。平成元(1989)

年には、「21世紀をになう人材を育成する」ことを新たに表明した。併せて、この理念を表すキーワードを「GLOBAL MIND」とし、今日、このキーワードは学園に根付いている。平成15(2003)年には「学園将来ビジョン委員会」を立ち上げ、教職員の行動規範として、「国際」という名を冠する本学の存在意義と役割を具体的に明らかにする理念とした。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神を教育の根幹として確立しているが、学年進行に伴う意識の維持・定着に課題が残る。具体的には、栄養学科において2年次生の認知度が低下する傾向が見られ、年1回の啓発に留まらない、半期ごとの継続的な再認識の機会を設ける必要がある。また、ライフデザイン学科においても、2年次生は入学から一定期間が経過し、建学の精神に対する理解の定着度や意識に差が生じる懸念がある。したがって、確認テストを通じて改めて建学の精神を認識させ、定着を図る機会を設ける必要がある。このように、全学年を通じて建学の精神を恒常的に意識化させるための教育的工夫の継続が今後の課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神を教育活動の根幹として確立している。FDセンターが策定している「授業力向上マニュアル」には理念を授業へ反映させる指針を明記し、非常勤講師を含む全教職員に配付・周知することで、組織的な理念の共有を図っている。具体的な実践例として、ライフデザイン学科ではGoogleフォームによる確認テストを行い、学生の理解度に基づいた教育改善を推進している。このように理念を指針化し、現場の実践へ繋げる体制を構築している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

(1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

本学の教育目的は、「大阪国際大学短期大学部学則（以下、学則と示す）」第1条に「教育基本法の精神に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする」として定めている。また、本学の理念は、建学の精神を基礎にどのような人材を育成したいのか定めたものであり、次のように理念が示されている。

理念：建学の精神である「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します。

理念の「建学の精神である『全人教育』」は、教育目的の「高い教養」に、さらに「礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間の育成」は、「専門の職業教育を施し、よき社会人の育成」につながるものであり、本学の教育目的は建学の精神に基づき確立しているといえる。

学科ごとの教育目的は、この建学の精神に基づいた教育目的に従って、学則第2条第2項に定めている。

(2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

各学科の教育目的及び目標を学内外へ周知するため、対象に応じた適切な媒体や機会を通じて表明を行っている。

学内に向けては、まず学生に対し、年度当初のオリエンテーションやセミナーの場を活用して教育目的の周知を図っている。これに加え、教育目的と学習目標を可視化したカリキュラムフローを4月から在学生ポータルサイトに常時掲載することで、学生がいつでも自身の学びの指針を確認できる環境を整えている。また、教職員に対しては、学科会議や学科内の小委員会、拡大教授会等において教育目的に照らした議論を重ねることで理解を深めているほか、非常勤講師を対象とした「教員懇談会」を例年開催し、組織全体での共通理解を形成している。

学外に向けては、本学ウェブサイトの「学科ごとの教育目的」のページ等を通じて、広く情報を公表している。これらの取組みにより、栄養学科、ライフデザイン学科、幼児保育学科の全学科において、教育活動の根幹となる目的・目標を、透明性を持って学内外のステークホルダーへ表明している。

(3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

各学科の教育目的及び目標の達成状況を把握するため、学科の特性に応じた評価指標を用いて点検・評価を行っている。

栄養学科では、栄養士免許の取得率や就職率といった定量的な実績を主な指標として、加えて実習先からの評価等も用いて教育成果の達成度を評価している。ライフデザイン学科では、教員による学生面談を重視し、個々の学習状況や将来目標への到達度について対話を通じて直接的に把握・評価する体制をとっている。また、幼児保育学科では、幼稚園教諭免許や保育士資格の取得率、就職率に加えて、実習評価や学修ポートフォリオ等の多角的な指標を活用し、教育目標がどの程度達成されているかを確認している。

(4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

各学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかを確認するため、実習先や就職先機関等との連携を通じて継続的な点検を行っている。

栄養学科では、「栄養士校外実習」の受入れ先において、養成教育全般や現場が求める人材像に関する意見を直接聴取している。これに加え、就職先アンケートの結果を学科会議等で定期的に集計・分析することで、社会ニーズとの整合性を点検し、教育内容の改善に活かしている。ライフデザイン学科においても、教育目的が社会の要請に応じているか各種調査等を通じた定期的な点検を実施している。幼児保育学科では、就職先アンケートによる評価

も併せて活用することで、地域や社会の要請に即した教育課程が展開されているかを多角的に点検している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

本学では、「人間を人間らしく育む教育」即ち「全人教育」を建学の精神とし、この建学の精神に基づき、以下のとおり学習成果を定めている。

1. 実社会や職業生活に必要な知識、技術等を身につけ、活用することができる。
2. 社会の一員としての自覚を持ち、他者と協調、協働することができる。
3. 自己の良心と社会規範に則り、誠実に物事に取り組むことができる。

(2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

各学科の教育目的に基づき、栄養学科では「知識・理解」「職業上必要な能力」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と計画実行力（社会人として行動する際に必要な能力）」という観点から、ライフデザイン学科及び幼児保育学科では「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」という観点から、各学科の特性に応じて学習成果を定めている。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

各学科の学習成果を学内外へ適切に周知するため、対象に応じた手段を用いて表明を行っている。

学内に向けては、まず学生に対し、年度当初のオリエンテーションやセミナーの場を通じて、本学及び各学科が定める学習成果の周知を図っている。教職員に対しては、学内専用サイトにある「大阪国際大学短期大学部規程」において「大阪国際大学短期大学部 学習成果」を掲載・公開し、組織内での共通認識を形成しているほか、全教員へ配付している「授業力向上マニュアル」にもこれらを掲載することで、授業改善に向けた具体的な指針として活用している。

また学外に向けては、本学のウェブサイト上で各学科の学習成果を公開しており、本学の教育内容とその到達目標について、広く社会に対する透明性を確保している。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

令和 4(2022)年度から学習成果を焦点にした教育の質保証のための点検を定期的に行えるよう自己点検実施委員会の短期・中期スケジュールに盛り込み、学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

(2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。

②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

(3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

(1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

国のガイドラインに基づき、短期大学及び各学科の「三つの方針」を相互に関連付けた一体的なものとして策定している。策定に際しては、各学科会議や自己点検実施委員会、学学マネジメント会議等で組織的な議論を重ね、整合性のある学則規定として整備した。具体的には、建学の精神に基づく教育目的を学習成果として示すディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）（以下、DP と示す）、これを体系的に達成し評価方法を定めたカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）（以下、CP と示す）、求める人材像を明示したアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）（以下、AP と示す）を一体的に編成している。法令改正や社会情勢に応じた適宜の見直しも、運営協議会等での議論を経て組織的に実施している。これらの方針は、在学生ポータルサイト及びオリエンテーション、並びに教

職員サイトを通じて学生・教職員へ周知するほか、本学ウェブサイトや入試ガイド等で学外へも広く公開しており、本学の教育の在り方について透明性の高い情報発信を行っている。

(2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」において、全ての学科の DP について、「学習成果を収め、本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士の学位を授与する」ことが示されている。これにより、各学科の DP はそれぞれの学習成果と密接に関連付けられ、その達成状況が学位授与の基準として明確に示されている。

各学科の DP に示される「卒業要件」は、学則第 8 条及び大阪国際大学短期大学部履修規程（以下、履修規程と示す）第 3 条に定められ、「成績評価の基準」は学則第 11 条第 2 項で別に定めることを規定し、履修規程第 19 条に明確に示している。なお、本学で取得できる主な免許・資格については、学則第 9 条に規定されている。また、履修規程第 22 条において卒業後に取得することができる免許・資格の種類及び当該免許・資格の取得の場合の履修方法は別に定めることを規定し、具体的な履修要件・方法は、「履修の手引」に示している。

社会的・国際的通用性については、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準そのものが社会的・国際的通用性を有するものである。したがって、本学において、一般財団法人大学・短期大学基準協会が示す評価基準を満たすよう、建学の精神・理念に基づき、学習成果及び DP を定め、またその方針の下、学生が獲得すべき学習成果を具体化し査定する教育活動を実践し、それらを定期的に点検し PDCA サイクルに活用していることから、学科の DP は社会的、国際的に通用性がある。

各学科の三つの方針は、カリキュラム改正のみならず学生の学習成果の獲得状況や社会の情勢・要請等により見直していくものであることから、学科ではもちろん、自己点検実施委員会及び教学マネジメント会議など各関連部署と連携を取りながら、DP を点検し、改善を行っている。

(3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」において、全ての学科が、学習成果を体系的に達成するために、全学で共通に展開する「基本教育科目」と、それらを基礎として専門性の高い実践力を育む「学科専門教育科目」の教育課程を編成する。開講科目は、必修科目及び選択科目に区分し、履修年次を設けること示しつつも、内容に関しては、各学科の特性に応じた CP を明確に示している。これらは、各学科において定めたカリキュラムマップに基づき、DP と対応している。これらについては、定期的に点検がなされている。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」においては、全て

の学科の AP に関し、受験生が入学希望学科の教育目的を理解し、学習成果を達成し得る資質を備えた具体的な「求める人物像」を定めている。これにより、AP は学習成果と密接に対応する形で、明確に定義されている。

また、各学科の AP には、入学に際して求められる基礎学力や関心事項等を具体化するため、「高等学校で履修しておくことが望ましい科目分野・資格等」という項目を設け、入学前に修得しておくべき素養や準備学習の指針を明確に示している。

一方、AP の適切性を検証するための高等学校関係者等からの意見聴取については、その必要性は十分に認識しているものの、現時点では点検・評価のプロセスに組み込むまでには至っておらず、今後の検討課題となっている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教育目的・目標および学修成果を定め、三つの方針を一体的に策定・公表しているが、AP における客観的な点検体制の構築に課題がある。

具体的には、全ての学科において、高等学校等の関係者から意見を聴取し、そのフィードバックを定期的な方針の検証・改善に繋げる仕組みが十分ではない。今後は、高校教員等の外部ステークホルダーから効果的に意見を収集する手法を検討し、実効性のある点検サイクルを確立させることが、入学者受入れの質を担保し、三つの方針の整合性を維持する上で重要な課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
 - ②地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

(1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。

本学は、建学の精神である「全人教育」の推進を地域社会との連携を通じて図るという明確な方向性を示している。この方向性は、学部での専門的な学びの実践、住民との交流、学生のボランティア体験を積極的に行うことにより、学生の社会への適応力を強化し、地域社会

の期待に応える高等教育機関として地域貢献を果たすことを目指すものである。この目的を実現するため、学長方針のもと、平成 23(2011)年 7 月に地域協働センターを設立した。当センターは、地域貢献のための学内連携・推進体制の整備、地域社会との連携基盤の構築、そして学生の地域連携活動への参加促進の仕組みづくりを担う中心組織である。センターの運営においては、専任職員 5 名を配置し、各学部教員とセンター職員が参加する地域協働センター会議を毎月開催することで、協働活動の推進や学部活動の共有を図り、全学的な取組みとしている。また、活動方針や主要活動を本学ウェブサイトや事例集「絆のメモリー」として学内外に広く公開し、活動の共有と透明性の確保に努めている。

さらに、社会貢献の方向性は、より上位の計画にも明確に位置づけられており、「令和 7 年度大阪国際学園事業計画」において、学園全体の方針として「自治体、教育機関、企業等と魅力ある地域を共創し、地域社会の発展を目指す」と明示されている。この方針のもと、本学は地域社会との連携基盤の強化を重視し、守口市を拠点に、門真市、寝屋川市をはじめとする自治体、教育委員会、社会福祉協議会、地元企業等 22 団体と連携協定を締結しています。特に隣接する三市とは、地域協働センターを窓口として定期的な会議や懇談を実施することで、政策課題や事業課題に関する協働活動、実績の確認、計画の共有、意見交換を継続的に行っている。このように、地域協働センターは、大学と地域社会・住民を繋ぐ重要な役割を担い、連携活動を通じて地域に根差した貢献活動を推進し、その方向性を学園事業計画として全学的に明確に示している。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

本学は「地域・社会への貢献」を重要な役割と位置づけ、多岐にわたる取り組みを実施している。

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等の実施においては、地域協働センターが生涯学習事業の一環として年一回恒例の公開講座を実施しているほか、大久保中学校への栄養学科授業実施といった正課授業の開放も行っている。また、教務課は地域社会向けの正課授業開放の一環として科目等履修生を募集しており、募集要項等の詳細を本学ウェブサイトに掲載するだけでなく、近隣の守口市、門真市、寝屋川市、枚方市といった自治体の広報誌への掲載依頼も行っている。さらにリカレント教育の側面として、幼児保育学科では免許・資格取得を目指す卒業生を科目等履修生として受入れており、令和 6(2024)年度には 12 名の卒業生を受入れた。

地方自治体、企業等との協定締結などの連携については、地域協働センターが中心となり、4 市と府外 2 地区との包括連携協定や、枚方信用金庫といった企業との協定を締結している。また、学科レベルでも、ライフデザイン学科はトキエアと連携してトキエアコンペを実施するなど、連携を進めている。国際関係研究所は、包括連携協定を締結している守口市と守口人権協会と共催で年一回「もりぐち e セミナー」を開催し、本学教員が講師を担当することで地域貢献を行っている。さらに企画・広報校友課では、守口市の児童センター廃止に伴う後継施設の公募に応募する予定であるほか、地域の中学生の読書離れ防止と自習場所提供のため、守口市教育委員会と連携して本学の図書館及び教室を開放する予定である。また、国が推進する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革」に沿い、地域の中学生のクラブ活動を支援するため、大学生・短大生によるクラブ指導の在り方について守口市教育委員会

と検討を行っている。

教職員及び学生によるボランティア活動等の実施については、地域協働センターがボランティアバンクの仕組みを通じて学生に逐次情報を提供し、活動しやすい環境づくりを推進している。課外教育センターは、近隣小学校の校庭キャンプやマラソン大会等への協力、スポーツ教室の開催を継続し、ボランティア活動を実施している。幼児保育学科は「わくわくランド」を開催して地域の子育て支援活動を行い、教員は専門性に基づき、学生はボランティアとして参加している。また、ライフデザイン学科の教員は地域協働センターで学生ボランティア活動の支援にあっている。

(3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

地域・社会への貢献の取組みについて、その効果を測定し定期的に点検している。地域協働センターでは、活動の効果測定をアンケート等で実施することにより、取組みの達成度を把握している。その結果として、これまで学長方針に基づき強化してきた地域社会との連携基盤が軸となり、特に守口市や門真市といった周辺自治体のまちづくり、高齢者支援、学習支援など多くの政策の実践現場に学生や教員が参画し、地域からの期待に応じていると評価している。また、これらの社会連携・地域貢献活動は、守口市や門真市以外の周辺地域から通う学生にとっても、自身の居住する地域の課題や実態に気づき、自らの課題として向き合う貴重な機会となっており、学生の成長の視点からも活動の意義が大きいと判断し、「高等教育機関として地域・社会に貢献している」と評価する。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

高等教育機関として地域・社会への貢献を推進しているが、その実効性と持続性をさらに高めるための組織的な課題が残されている。

第一に、地域協働センターを中心とした自治体との連携において、活動の質を向上させる検証体制の強化が挙げられる。年間の取り組み実績を総括する際、単なる報告に留まらず「課題検討」のプロセスを全ての自治体とのスキームに組み込み、次年度の施策へ確実に繋げるPDCAサイクルを確立する必要がある。

第二に、地域住民への学習機会の提供に関する最適化である。科目等履修生制度において、近隣住民からの相談はあるものの実際の出願に至っていない現状を鑑み、潜在的なニーズを精査した上で広報先や広報手段を改善し、制度の有効活用を促進することが求められる。

第三に、今後予定されている重点プロジェクトの具現化である。令和7(2025)年度に注力する「児童センター後継施設の活用」「図書館等の施設開放」「中学校の部活動支援」といった地域貢献事業は、現在いずれも検討段階にある。これらを着実に実現させるためには、企画・広報校友課を中心に全学的な協力体制を構築し、検討から実施へと迅速に移行させることが緊要な課題となっている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

地域協働センターを中心に「ボランティアバンク」を運営し、組織的な地域貢献を推進している。登録学生へボランティア情報を逐次提供し、学生が自身の状況に応じて柔軟に申し込める仕組みを構築した。地域ニーズと学生の意欲を効果的に結びつけるこの体制により、

高等教育機関として実効性のある社会貢献を継続的に展開している。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

自己点検・評価のための規程として、「大阪国際大学短期大学部自己点検運営委員会規程」が定められている。同規程第 1 条において、本学の教育研究水準の一層の充実・向上を図り、本学の教育理念及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その活性化・改善に資することを目的として、「大阪国際大学短期大学部自己点検運営委員会（以下、自己点検運営委員会と示す）」を置くことが定められている。自己点検運営委員会は、学長を委員長とし（同規程第 2 条第 2 項）、自己点検・評価に関する全学的な企画立案を行うとともに、自己点検・評価制度運営の総括を行う組織として位置づけられている（同規程第 5 条）。

自己点検運営委員会は、自己点検・評価の実施を有効に進めるために、点検・評価に必要な「自己点検実施委員会」を設け、点検・評価を委託している（同規程第 6 条）。委託を受けた自己点検実施委員会は、教員組織と事務組織と相互に連携をとりながら自己点検・評価に関する具体的な活動を行っている。

(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

内部質保証のための自己点検・評価については、自己点検運営委員会の方針のもと、自己点検実施委員会が、「学長方針」等を踏まえ、全学科、事務局全部署に対して自己点検の実施を求め、その点検結果を集約して点検報告書を作成している。なお、自己点検・評価は毎年実施している。

教員は拡大教授会における報告事項として、職員は局内会議及び自己点検実施委員会から各部署の役職者への周知依頼により自己点検評価書を共有し、教育改善及び業務改善に活用している。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

毎年実施した自己点検・評価の結果は、その内容を「自己点検・評価報告書」として、ウェブサイトで毎年公表している。

令和 5(2023)年度	自己点検・評価報告書（簡易版）
令和 4(2022)年度	自己点検・評価報告書 短期大学認証評価結果 適格（認定）

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検実施委員会により毎年度実施している自己点検・評価に基づき、各部署の自己点検・評価活動を行うことで全教職員が関与している。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

自己点検・評価活動にあたって高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れる必要性を認識し、令和 4(2022)年度に併設高等学校との懇談を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止となり、その後も高等学校等の関係者の意見聴取が実行できていない。この反省を踏まえ、「令和 7 年度 大阪国際学園 事業計画」により「学園内連携の強化」の方針が出されたことを受け、併設高等学校との様々な高大連携の取組みの中で、高等学校関係者からの意見聴取に努める。

(6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

本学では、自己点検・評価及び認証評価の結果を、組織全体の改革・改善に積極的に活用している。具体的に、総務課は毎年の自己点検・評価の結果や認証評価で示された指摘・意見等を継続的な改革・改善に反映させている。教務課では、授業出席と成績評価の関係を明確化するため、全科目のシラバスへ統一文言を挿入すべく、令和 7(2025)年度からの運用開始に向け、成績評価の前提条件を整備するなどの改善に、令和 6(2024)年度を通じて取り組んだ。ライフデザイン学科では、カリキュラム改革におけるカリキュラムの改善に活用している。例えば、学生の授業アンケートにて、簿記会計の科目について難しいという意見がしばしば見られたので、基礎事項を学ぶ科目「ビジネス実務論」を新設し、企業組織そのものについての理解を深めるとともに、簿記との相乗効果が得られるよう配慮した。さらに、企画・広報校友課は、令和 4(2022)年度一般財団法人大学・短期大学基準協会での認証評価で「特に優れた試みと評価できる事項」として取り上げられた地方公共団体等との連携協定に基づく諸活動を、本学の特長としてさらに強化するため、令和 7(2025)年度からの学園事業計画に「地域社会との共創」を盛り込み、連携自治体との具体的な取組みを進める方針を明確化した。また、財務会計課は、併設大学が令和 6(2024)年度公益財団法人日本高等教育評価機構での認証評価結果における指摘を踏まえ、「第 2 期中期経営計画を策定して予算編成の基礎とすること」に基づき、従来通り「第 2 期中期経営計画 2022-2027（以下、「第 2 期中期経営計画」と示す）」に沿った予算編成を引き続き実施している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-D-2 の現状>

(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

令和 3(2021)年度に策定した「学習成果の測定指標一覧表」を基礎に、令和 5(2023)年度に「大阪国際大学短期大学部 アセスメントプラン」を策定した。これを令和 6(2024)年 4 月 1 日付で適用し、現在はウェブサイトにて公開している。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

令和 6(2024)年度は、併設大学が機関別認証評価の受審年度にあたり、大学の自己点検実施委員会と IR 室会議が合同で開催されていた。また、諸般の事情により IR 室の体制が万全ではなかったことも重なり、短期大学部におけるアセスメントの点検等を十分に行うに至らなかった。今後は、IR 室の体制整備とともに、短期大学部における独自のアセスメント点検を再開・強化していくことが課題である。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

本学では、教育の向上及び充実を不断に推進するため、三つの重層的な PDCA サイクルを構築し、組織的に活用している。

第一に、「シラバスに関する PDCA サイクル」である。教務委員会や各学科、基幹教育機構が連携し、作成要領及びチェックシートに基づく組織的な点検を実施している。これにより、教育課程の設計図であるシラバスの客観的な質保証と改善を図っている。

第二に、「授業改善に関する PDCA サイクル」の活用である。成績評価の分析や学生による授業アンケートの結果に加え、教員相互の授業見学によるピア・レビューを実施している。これら多角的なデータに基づき、教員が自らの授業運営を検証し、継続的な教授法の改善（FD 活動）へと繋げている。

第三に、「教育課程に関する PDCA サイクル」である。授業改善に向けた意見交換会の実施とともに、アセスメントプランを用いた体系的な評価を行う仕組みとなっている。この分析結果をカリキュラム編成の妥当性検証にフィードバックすることで、社会の要請に応じた教育課程の抜本的な見直し・充実を可能にしている。なお、令和 6(2024)年度は諸般の事情により本サイクルを十分に実行するに至らなかったため、次年度以降の重点的な課題としている。

本学は、これら「設計・実施・評価」の各階層における PDCA サイクルを、実効性を持って機能させることで、学習成果を核とした教育の質のさらなる向上に努めている。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学では、教育の質を保証するために法令遵守に努め、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の動向を適宜確認している。令和6(2024)年度については、本学の規程改正等を要する関係法令の変更がなかったことを確認しており、特段の措置は講じていない。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

自己点検・評価体制を確立し内部質保証を推進しているが、その実効性と組織的な連動においてさらなる高度化が課題となっている。

まず、IR機能の是正と充実である。大学偏重の傾向を解消し、短期大学アセスメント指標を定期的に点検・整理するとともに、各学科の主体性を尊重しつつ実質的な教育改善に資する体制の構築を図る必要がある。次に、多角的なフィードバックの活用である。併設校を含む高等学校や自治体、学生アンケートからの意見を、高大連携や地域貢献、学生支援の質向上に具体的に繋げる体制を強化する必要がある。これらを通じ、各学科での質保証手法の導入と学内の認識共有を促進し、組織全体で内部質保証の実質化を図ることが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

IR室が実施する「Learner Journey Mapping」は、単に学生を定量的なデータで見るだけでなく、学生が本学でどのように学び、成長していくかのプロセス（道のり）を可視化している。この定性的な分析により、教育内容や学生支援の課題を理解することに役立っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

≪「令和4年度認証評価 自己点検・評価報告書」より抜粋≫

課題「建学の精神に関して、学生、教職員の理解を一層深めるとともに、外部関係者に対する周知をさらに強化し、継続していく必要がある。」については、学科や拡大教授会、さらに各種委員会の活動をとおり理解を深められるような方策を検討する。

課題「本学が一体的に策定し、公表している三つの方針及び学習成果が、地域・社会の要請に応えるものとなっているか、外部からの意見聴取が十分できていない。」及び課題「自己点検・評価活動においては、外部からの意見聴取が十分できていない。」については、今後、高等学校や企業等との意見交換会等を通じて、社会からの評価や意見を取り入れながら、適宜見直しを図ること、さらに、現時点では新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、高等学校との意見交換会が中止になったが、このような状況下でも可能な地域との連携方法についても検討し、定期的な自己点検・評価サイクルに取り入れる。

課題「建学の精神に関して、学生、教職員の理解を一層深めるとともに、外部関係者に対する周知をさらに強化し、継続していく必要がある。」については、短期大学部共通の資料

を基に、各学科で開催する教員懇談会時に周知することで建学の精神の周知に取り組んでいる。加えて、栄養学科では、教員懇談会の内容を全て録画し、Google Classroom にアップロードすることで教員懇談会を欠席した非常勤講師が後日視聴できるように対応することで更なる徹底を図っている。

課題「本学が一体的に策定し、公表している三つの方針及び学習成果が、地域・社会の要請に応えるものとなっているか、外部からの意見聴取が十分できていない。」及び課題「自己点検・評価活動においては、外部からの意見聴取が十分できていない。」については、併設の大学においても同様の課題を抱えていることから、これらの課題解決に向けて、主な担当部署及び期限を設定の上、検討を進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神の定着と教育効果の向上を目指し、組織的な内部質保証システムの実質化に向けた改善計画を推進する。

まず、建学の精神の定着において、学年進行に伴う認知度低下を防ぐため、栄養学科での半期ごとの再認識機会の創出や、ライフデザイン学科での ICT を活用した確認テストを継続するほか、ウェブサイトのモバイル対応等の環境整備も検討する。教育課程の質保証では、全学科において併設校を含む高等学校関係者からの意見聴取を組織化し、AP を定期的に検証・改善する点検サイクルを確立する。

社会貢献活動においては、自治体との連携総括に「課題検討」のプロセスを必須化し、地域住民の需要に即した科目等履修生制度の広報改善や、令和 7(2025)年度の重点事業である児童センター活用等の具現化を全学体制で進める。内部質保証の高度化に向けては、認証評価結果を事業計画から事業報告へ繋げ、次年度の施策へ確実に還元する循環を定着させる。

IR 室では大学偏重を逆手に取り、短期大学独自の指標に基づく多角的な分析体制を構築する。さらに、学生アンケートの結果を支援体制へ直結させるとともに、各学科での P D C A 導入に向けた検討会を通じて現場レベルの質保証を深化させる。これら学内外の多角的な評価を組織運営へ統合し、全学的な教育・支援の質向上を不断に追求していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

(1) 単位授与の要件を定めている。

単位授与の要件について、短期大学設置基準第13条の規定に基づき、「試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるもの」としている。これを受け、学則第11条第1項において「1つの授業科目を履修し、更にその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える」ことを定めている。具体的な運用については、大阪国際大学短期大学部履修規程第13条に、上記基準に基づく試験の種類等を明示するとともに、同規程第19条において、定められた基準に準拠し、「成績評価において2以上の評価を得た者に合格として所定の単位を与える」旨を規定しており、厳格な成績評価に基づいた単位授与を徹底している。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件については、履修規程に定め、在学生ポータルサイトに掲載している「履修の手引き」を通じて、〔表Ⅱ-A-1(1)〕に示すと通り、周知している。

〔表Ⅱ-A-1(1)〕卒業要件

栄養学科

授業科目区分	授業科目別所要単位数	卒業に必要な単位数
基本教育科目	外国語科目2単位以上を含め8単位以上	66単位以上
学科専門教育科目	50単位以上〔必修科目20単位を含む〕	

(注) 授業科目区分ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する8単位については、いずれの科目区分から履修し、充足しても差し支えない。

ライフデザイン学科

授業科目区分	授業科目別所要単位数	卒業に必要な単位数
基本教育科目	外国語科目2単位以上を含め8単位以上	66単位以上
学科専門教育科目	<キャリアデザインコース/観光・英語コース> 50単位以上〔必修科目6単位、コア科目6単位以上を含む〕	

(注) 授業科目区分ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する8単位については、いずれの科目区分から履修し、充足しても差し支えない。

幼児保育学科

授業科目区分	授業科目別所要単位数	卒業に必要な単位数
基本教育科目	外国語科目2単位以上を含め8単位以上	62単位以上
学科専門教育科目	50単位以上〔必修科目26単位を含む〕	

(注) 授業科目区分ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する4単位については、いずれの科目区分から履修し、充足しても差し支えない。

また、〔表Ⅱ-A-1(2)〕が示す通り、令和5(2023)年度入学生よりCAP制を導入し、年間で履修登録することができる単位数の上限を設けることで、単位の実質化を図っている。

〔表Ⅱ-A-1(2)〕履修制限単位数

〔履修制限単位数〕	
学 科	単位数
栄養学科	各年次 55単位以内
ライフデザイン学科	各年次 50単位以内
幼児保育学科	

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

これらは、「履修の手引」に履修申請上の注意事項として記載することによって周知するだけでなく、履修登録システム上においても制限設定を行うことによって厳密に運用している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

- ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

短期大学設置基準に基づき、各学科の教育目的とCPに則った体系的な教育課程を編成している。

具体的には、栄養学科における栄養士免許、ライフデザイン学科における多様な専門資格、幼児保育学科における幼稚園教諭・保育士資格の取得など、目指す人材像に適った授業科目を配置している。これらの科目がどの学習成果に対応するかは「カリキュラムマップ」や「カリキュラムフロー」によって可視化されており、学生は「在学生ポータルサイト」やシラバ

スのリンクを通じて、学習の体系性を常時確認することができる。

授業の質を担保するシラバスにおいては、到達目標や授業計画、準備学習の内容と時間数、成績評価の基準、教科書等を詳細に明示している。特に成績評価に関しては、短期大学設置基準に基づき、定期試験やレポート、授業への取組み姿勢など多角的な評価指標とその割合を設定し、厳格な判定を徹底している。令和4(2022)年度からはDPへの寄与度を示す「学修率」等の項目を新たに追加したほか、教務課による第三者チェックを行うことで、記載内容の品質と透明性の確保に努めている。

さらに、教育の継続的な改善に向けて、FDセンター主導で年2回の「授業アンケート」を例年実施している。アンケート結果に基づき全専任教員が「授業改善報告書」を作成・提出することで、組織的なPDCAサイクルを構築している。また、授業担当者間の連携についても、学科会議や教員懇談会といった場を通じて、専任教員と非常勤講師が授業内容の調整や協力、法改正への対応について緊密な意思疎通を図っており、教員間の協力体制のもとで質の高い教育課程の運営を維持している。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程の定期的な見直しについては主に学科で行っている。栄養学科では、学生や卒業生からのヒアリングを基に教育課程の見直しを行った。ライフデザイン学科では、教育課程の見直しのため、令和6(2024)年度にカリキュラム改革を実施した。幼児保育学科では、法改正等の必要に応じて学科会議で検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学の教育課程は、全学科に共通する「基本教育科目」と各学科独自の「学科専門教育科目」からなり、教養教育は「基本教育科目」が担っている。

「基本教育科目」は、「現代社会の基礎理解」「人間の基礎理解」「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」「社会生活の基礎理解」の4科目群で編成される。これらの「基本教育科目」の内容については、各学科と全学的な組織である基幹教育機構で議論を重ね、決定している。

また、教養教育の実施にあたっては、基幹教育機構の下部組織である情報教育部会、語学教育部会、教養教育部会の三つの部会が中心となって行っており、実施体制を確立している。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

「基本教育科目」は、「総合的な教養教育」を身につけることを念頭に編成され、現代社会を理解するために必要な社会や人間に関する基礎知識、情報化社会やグローバル社会を生きるために必要なコンピュータの活用能力、実践的コミュニケーション能力、社会生活を送るために必要な知識や実践的能力が学べるようになっている。一方、「学科専門教育科目」は、これらの「基本教育科目」で学んだ基礎的知識や能力を基に、「幅広い職業人を養成」することを念頭に編成され、各人の進路に合わせた専門的知識と技術が学べるようになっている。例えば、基本教育科目に配置される「コンピュータ基礎演習Ⅰ（ワープロ）」「コンピュータ基礎演習Ⅱ（表計算基礎）」の科目で得られたスキルは、栄養学科では献立作成や栄養価計算、食事アンケートの作成とその評価に、ライフデザイン学科ではプレゼンテーション作成時、幼児保育学科においては、実習などの教材作成に活かしている。また、ライフデザイン学科では、基本教育科目に配置された「英語Ⅰ（Basic Conversation）」「英語Ⅱ（Basic Conversation）」に加え、「韓国語Ⅰ」「韓国語Ⅱ」「中国語Ⅰ」や「中国語Ⅱ」なども履修しており、職業と直結した学科専門教育科目の履修につなげている。このように、教養教育と専門教育との関連は明確である。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果については、基本的に基本教育科目の担当者が学習成果に焦点を当てた査定方法で成績評価を行い、学生が各科目の主たる学習成果が獲得できたかどうか確認している。他方、「授業についての学生アンケート」の集計結果を基に「授業改善報告書」を作成し、それを基に各学科で教育の改善・向上のための意見交換を行い、改善に取り組んでいる。

また、栄養学科及びライフデザイン学科では、河合塾と株式会社リアセックが共同開発した「PROG（Progress Report On Generic Skills）テスト」を1年次と2年次に実施し、その結果を基に学生の社会人基礎力の傾向や経年比較による伸び率などを用いて教養教育の効果の評価し、改善に活用している。幼児保育学科では、幼稚園、保育所、施設の各実習用の学修ポートフォリオにより学生の学習状況を把握し、そのうち「実習の基本的姿勢」に関する項目から、教養教育の効果の評価、改善に活用している。

令和6(2024)年度においては、ライフデザイン学科のカリキュラム改革において、基幹教育科目と専門教育科目の教育内容を整理し、ビジネス、情報及び英語分野を中心に、その関連性を踏まえたカリキュラム改善を実施した。具体的には、基幹教育科目の「現代社会のしくみ」と、ライフデザイン学科専門教育科目の「経営のしくみ」との橋渡しとして、カリキュラム改正によって「ビジネス実務論」を新規開講し、高等学校の公民分野の学習から、企業活動への認識へと一貫した内容を学ぶことができるように努め、学生の就職活動にも役立てるように配慮した。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

(1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の一貫として、栄養学科では、社会における栄養士の責務や職業倫理など栄養士としての仕事を理解するための「栄養士基礎演習」を初年次教育に導入し、さらに、栄養士免許取得に向け基礎的な科目から応用・実践的な科目へと学ぶことができるよう教育課程を編成している。特に、2年次前期に開講される「セミナーⅡa」では、地域の子どもたちを対象に「子ども料理教室」「アトラクション」など食育に関わるイベントを企画し、7月の「地域共催イベント」で実践する。2年次後期に開講される「実践給食管理実習」では、併設こども園の園児に対し給食提供や食育指導を行う。さらに、「セミナーⅡb」においては、「学食へのレシピ提供」「守口市立の中学校給食献立提供」など、栄養士職と直結した実践的教育を実施している。

また、ライフデザイン学科でも同様に「ライフデザイン論」を初年次教育に配置し、秘書士、情報処理士、観光実務士など仕事で必要とされる資格取得ができるようカリキュラムを編成している。特に、「インターンシップ(国内)」「インターンシップ(海外)」は、実地体験をとおしてコミュニケーション能力や英語力の実質的な向上を図るものであり、さらに「ワープロ特講」「表計算特講」「簿記会計特講」「旅行業特講Ⅲ」「医療事務特講」なども、職業への接続を図る教育として位置づけられている。

一方、幼児保育学科では保育所、幼稚園などで働く際に必要な保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得を目指したカリキュラムで構成されており、特に「セミナーⅠa」「セミナーⅠb」「セミナーⅡa」「セミナーⅡb」「保育者論」「教育実習」「保育・教職実践演習(幼稚園)」「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」などにおける教育は、職業と直結しているといえる。中でも「セミナーⅠa」「セミナーⅠb」「セミナーⅡa」「セミナーⅡb」は、実習科目ではないが実際の子どもと触れ合う機会を数多く設けている。また、「セミナーⅡa」「保育・教職実践演習(幼稚園)」内では、卒業生を招いて保育現場の話聞く「卒業生の話聞こう!」を設け、保育者になる自覚を高めている。

以上のことから本学では、職業への接続を図る職業教育の体制が整っていることは明確である。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

職業教育の実効性を高めるため、各学科の特性に応じた手法で教育効果の測定・評価を行い、継続的な教育改善に繋げている。

栄養学科においては、栄養士校外実習先からの評価を直接的な指標として教職員間での意見交換を実施し、実習指導や学内教育の質向上を図っている。ライフデザイン学科では、インターンシップ終了後に振り返りの授業を設けることで、実社会での経験を通じた教育効果を客観的に測定・評価している。また、幼児保育学科では、卒業生や就職先を対象としたアンケート調査に加え、座談会を通じた直接的なヒアリングを実施しており、就職後の実践力や現場のニーズを多角的に把握することで、カリキュラムの改善や学生指導に反映さ

せている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学生による調査結果を教育の質向上へ即時に還元する仕組みが不十分である点が課題である。現状、授業評価アンケートやヒアリングの結果が、具体的な検討過程や最終的な改善結果へと結びつくプロセスが不明瞭であり、組織的なノウハウの蓄積も進んでいない。また、評価が授業終了後に行われるため、進行中の授業を即座に改善する機会を逸している側面もあり、アンケート等の実施時期や活用方法の見直しを検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1) 学習成果に具体性がある。

各学科の学習成果は、「大阪国際大学短期大学部 学習成果」に明示されており、例えば「栄養士の業務に必要な ICT を使うことができる」、「保育方法を習得し、保育を実践することができる」等といった具体的な目標として設定されている。これらの学習成果は、DP に対応したカリキュラムの各科目を履修することで具現化される。各科目のシラバスにおける「到達目標」は、原則として「情報社会とコンピュータの関わりについて説明できる」など、具体的な知識・技能の到達度として記述されており、学習成果の具体性が担保されている。また、栄養士免許、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格及び各学科が推奨する資格等の取得目標は、学習成果の客観的な具体性を示す有力な指標となっている。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3) 学習成果は測定可能である。

各科目はカリキュラムマップによって学習成果と関連付けられ、半期（一部は通年）ごとに学習成果を獲得できるように授業計画が立てられている。また、各学科のカリキュラムはそれぞれの教育目的に沿って、半期（一部は通年）ごとに基礎的な科目から応用的な科目へと体系的に組み立て、2年間の学びの中で学習成果が獲得できるように設計していることから、学修成果は一定期間内で獲得可能であるといえる。

また、科目レベルにおいても、シラバスに記載された到達目標をどれだけ達成できたか、

成績評価・基準に則り 5 段階評価を用いて評価することで学習成果を測定することが可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

(1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。

各学科の学習成果は、策定されたカリキュラムマップを通じて各授業科目へと体系的に関連付けられている。これに基づき、科目ごとに具体的な到達目標が設定され、シラバスに明記されている。したがって、各授業科目の到達目標は学科の学習成果と密接に整合しており、組織的な教育体系が構築されているといえる。

(2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

本学の教員は、シラバスに明記された多角的な成績評価基準に基づき、学生の学習成果の獲得状況を適切に評価している。

具体的には、各科目のシラバスにおいて、授業内・外での課題や小テスト、定期試験など、多様な評価手段とその配分（割合）を明示した評価基準を策定している。教員はこれらの客観的な基準に基づき、個々の授業科目に設定された到達目標の達成状況を厳正に判定している。

実際の成績評価にあたっては、本学の履修規程「第3章 試験及び成績評価」に則り、「5」から「1」及び「K」の6段階による格付けを厳格に行っている。

このように、教員がシラバスに定めた明確な成績評価基準を用いて、学生一人ひとりの到達目標の達成度を的確に把握することにより、全学的な学習成果の獲得状況を適切に評価・担保する体制を整えている。

(3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

全ての学科において、学科長が教員の成績評価状況について把握し、点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率な

どを活用している。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

(1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

学修成果の獲得状況を客観的に評価するため、GPA (Grade Point Average)分布、単位修得率、学位取得率、資格・免許取得率及び学修ポートフォリオといった多様な指標を活用している。

GPA については、教務課が算出する通算 GPA に基づき、教務委員会にて学生指導資料として提供することを予告し、前期、後期の成績公開後に、学科、学年毎に GPA 分布グラフを作成して学生及び専任教員に対して公開している。特に栄養学科では、栄養士免許関連科目の GPA 分布を詳細に分析することで、2年次後期の「栄養士校外実習」に向けた指導の最適化を図っている。また、単位修得率、学位取得率及び資格・免許取得率は各学科の学習進行における重要な測定指標となっており、ライフデザイン学科や幼児保育学科において、学生の到達度を確認するための基盤として活用している。

学生の業績を蓄積するポートフォリオについては、令和4(2022)年度に成績評価までを統合してシステム化した「学修ポートフォリオ」を導入したことにより、学習成果の可視化を促進し、学生一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな履修指導や支援が行える仕組みを構築している。

(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

学生の学修成果や成長度を多角的に把握するため、外部アセスメントテストによる学生調査や卒業時の自己評価を積極的に活用している。

具体的な学生調査として、栄養学科及びライフデザイン学科では、ジェネリックスキル（汎用的技能）を測定する PROG テストを入学時と2年次後期の計2回実施している。1年次と2年次のスコアを比較することで学習の進行状況を評価するだけでなく、スコアが顕著に向上した学生へのヒアリングを通じて成長因子の抽出を行い、学生指導の充実に繋げている。

また、学生による自己評価については、全学科において卒業時評価の重要な指標として位置づけている。毎年3月に卒業予定者を対象として「2年間の学びについての自己評価」アンケートを実施しており、学生自らが各学科の学習成果に照らして自身の到達度を振り返る機会としている。これらの収集結果は、就職先や卒業生への調査結果と併せて分析・評価され、教育内容の継続的な改善や学修支援方策の策定に活用している。

(3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学生の学習成果の獲得状況を客観的かつ多角的に検証するため、対象や目的に応じた複数の指標を策定し、活用している。

具体的には、ライフデザイン学科におけるインターンシップ単位取得率や、幼児保育学科における海外幼児教育実習参加率を、各学科の教育的達成度を測る重要な指標として位置づけている。また、国際大学として留学しやすい環境整備を推進しており、海外研修プログラムの不断の改善や新規開発を通じて得られる「スタディアブロード単位取得状況」を、全学的な学習成果の指標として活用している。

学習の継続性に関しては、入学から1年後の在学率※1や卒業時の学位取得率※2を用いることで、学生が学習成果を段階的に獲得できているかを把握している。さらに、教育課程の最終的な出口評価として、就職率及び大学編入学率を大学・各学科共通の指標として活用し、教育内容の有効性を検証している。

※1 本学における「在学率」は、大学・短期大学基準協会が定める「在籍率」と同義であり、本報告書においても便宜上「在学率」として記載する。

※2 本学における「学位取得率」は、大学・短期大学基準協会が定める「卒業率」と同義であり、本報告書においても便宜上「学位取得率」として記載する。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。

教育成果の多角的な検証と質向上に向け、卒業生及びその進路先を対象とした調査を組織的に活用している。

卒業生に対しては、自己点検実施委員会が各学科の学習成果に則った調査項目を作成し、アンケートやヒアリングを定期的実施している。進路先調査においては、郵送方式で評価を聴取している。各調査はDPと密接に関連付けられており、社会の要請に対する教育の有効性を客観的に測定することで、教育課程の継続的な改善に役立てている。

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

調査により得られた結果は、各学科会議及び自己点検実施委員会において意見交換がなされ、学習成果の検証及び授業改善やカリキュラム改正時に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。

学習成果を可視化するため、学修ポートフォリオと卒業時の実績を客観的根拠として活用している。

在学中は、シラバスで明示した能力要素と学修率に基づき、確定成績からUNIPA上で達成率を自動算出・グラフ表示するシステム(学修ポートフォリオ)を運用している。これにより、学生は自身の到達度を数値で客観的に把握でき、教員もこれを学生指導に活用してい

る。卒業時点では、全学科共通の学位取得率に加え、栄養士や保育士等の免許・資格取得率を重要な指標としている。教学・教職センターが取得状況を厳密に照合・確認する体制を整えており、システムの数値化と公的な取得実績という両面から、学習成果の獲得状況について透明性の高い根拠を提示している。

(2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。

学生が自ら獲得した学習成果を客観的に自覚できるよう、システム上のエビデンスに基づいたきめ細かな指導を行っている。

具体的には、学修ポートフォリオ (UNIPA) によって可視化された学習成果の達成度を、各学科の特性に応じた個別指導の根拠として活用している。栄養学科では、各期終了時に栄養士免許関連科目の GPA を算出し、学修ポートフォリオを用いたセミナー指導を通じて専門性の修得状況を自覚させている。ライフデザイン学科においては、学生面談の際に成績表やポートフォリオを提示し、具体的な根拠を示しながら学習成果の獲得状況について説明を行っている。幼児保育学科でも同様に、学修ポートフォリオを活用した指導を実施している。

このように、単に数値を公開するだけでなく、教員が客観的なデータを基に対話を行うことで、学生が自身の成長を確かな根拠とともに実感し、次なる学習意欲へと繋げる体制を整えている。

(3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

学習成果の獲得状況の透明性を高めるため、根拠に基づく積極的な情報公表に努めている。

具体的には、本学ウェブサイト上の「教育情報の公開」において、卒業者数及び学位授与数、就職・進学実績、海外派遣学生数といった基本データに加え、資格取得状況及び学生による授業アンケートの集計結果など、多角的な指標を広く公開している。さらに、「教職課程に関する情報の公開」においても、卒業者の教員免許状取得状況や教員への就職実績を詳細に開示している。

このように、本学の教育課程を通じて得られた具体的な成果を網羅的に発信することで、教育の質の保証を社会に対して明示し、機関としての説明責任を果たす体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

学習成果に基づいた厳格かつ適切な単位授与を実現するためには、個々の教員による成績評価の状況を組織的に把握し、点検する体制の確立が課題である。具体的には、教務課が全学的な視点から成績評価の運用実態を適正に把握する仕組みを整えるとともに、栄養学科をはじめとする各学科においても、学科会議等の場を活用して教員間の評価状況を共有・点検する手順を定着させる必要がある。個々の教員の裁量に留まらない組織的な検証プロセスを構築し、成績評価における客観性と妥当性を継続的に担保する体制を整備することが、本学の教育課程における質保証上の重要な課題であると認識している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

(1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

本学の入学者選抜は、推薦型（公募）選抜や一般選抜をはじめ多様であるが、APに示した学生像のうちのいくつかに対して、それぞれの選抜方法によって様々な角度から評価を行っている。また、学校推薦型選抜、スポーツ・吹奏楽特別選抜、ファミリー特別選抜等の面接試験においても、学科の志望理由を各学科のAPの観点から質問し、その理解度を測定するなどの工夫を加えている。なお、APでは各学科が高等学校で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等を明示している。本学の入学者受入れの実施においては、これらの科目分野・資格等が活かせる選抜方法（教科）を設けている。このように、APに基づいた入学者選抜を実施している。

(2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。

本学では、以下の〔表Ⅱ-C-1〕に示すように、多様な選抜試験を設けている。

〔表Ⅱ-C-1〕入学者選抜方法

入学者選抜方法	概要		選考方法
学校推薦型選抜（専門学科・総合学科）	専門学科・総合学科で学ぶ志願者を対象とする選抜。		小論文・面接
総合型選抜（AO）	学力試験だけで測ることができない個々の能力や可能性を最大限評価する専願選抜。	資格・活動方式 高等学校等在籍期間中において、各学科が指定する資格を取得した者や活動実績等に該当する者。	資格・活動実績を証明できる書類・事前面談及び調査書、志望理由書等による書類選考
		プレゼンテーション方式	プレゼンテーシ

		志望学科に入学し、叶えたい夢を具体的に持っている者。	ョン・事前面談及び調査書、志望理由書等による書類選考
		課題方式 志望学科に入学し、叶えたい夢を具体的に持っている者。	課題作文・事前面談及び調査書、志望理由書等による書類選考
		オープンキャンパス参加方式 試験を受ける年度に本学で開催するオープンキャンパスに参加し、志望する学科・コースのイベントに参加し感想を提出した者。	課題レポート・事前面談及び調査書、志望理由書等による書類選考
		トライアルクラス方式 各学科が実施する体験授業を受講した者。	授業受講態度・確認テスト及び調査書、志望理由書等による書類選考
学校推薦型選抜（公募）	調査書、基礎学力調査の組合せ、一方のみ、または調査書、面接で選考を行う選抜。		調査書・基礎学力調査
			基礎学力調査
			調査書・面接
学校推薦型選抜（指定校）	本学への進学実績があるなどの各学校間との特別な関係で実施される選抜。		志望理由書・面接・調査書・特別推薦書（学校長）
スポーツ・吹奏楽特別選抜	高等学校において体育会系クラブ及び吹奏楽部において、輝かしい活躍・成績を残し、入学後に学業とクラブ活動の両立に積極的な意志を有する者を評価する選抜。		志望理由書・面接・スポーツ競技成績記録＋調査書等
ファミリー特別選抜	本学園（併設高等学校を含む）を卒業または本学園（併設高等学校を含む）に在籍している祖父母や親・兄弟姉妹がいる者を対象とした専願の特別な選抜。		面接・調査書
特定地域特別選抜	沖縄県における外国語分野及び観光分野での人材育成を目的に実施する選抜。（対象：ライフデザイン学科）		小論文・調査書・志望理由書・面接
一般選抜	本学科で学ぶために必要な基本的な学習能力を、学力検査（国語または英語の試験）により評価する入試。		学力検査（国語または英語）
一般選抜（ラストチャレンジ日程）	学科に関わりなく、小論文（作文）と面接で評価する入試。		小論文・面接

上表〔表Ⅱ-C-1〕で示すように、多様な選抜方法を設け、その選抜方法ごとに用いる選考方法や配点などの選考基準が定められており、それらについては「インターネット出願要項」や「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）」等に明示されている。

(4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。

入試に関わる広報及び入試事務については、「大阪国際学園組織規則（以下、「組織規則」と示す）」に基づき入試・広報部を、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入試委員会規程」に基づき入試委員会を設置し、学生の募集、入試関係業務の計画、立案、実施等を遂行している。本学は、これらの入学者選抜においては、公正かつ正確に運営することを目的とし、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程」第2条に基づき、入試特別委員会、入試実施本部及び全学入試判定会議を設置している。

入試特別委員会は、教授16人を含む総勢30人の委員で構成しており、各委員が分担して入学者選抜に係る基礎学力調査「国語・英語」、一般選抜科目の「国語」「英語」、そして小論文（作文）の入試問題を外部業者に委託することなく作成し、採点業務を行っている。ただし、令和4(2022)年度より基礎学力調査及び科目選抜の校正過程における初校段階で、外部校閲を導入している。高等学校学習指導要領に則した入試問題の精査をこれまで本学園の二つの併設高等学校に依頼していたものの、高等学校の統合により、その精査の作業に十分な時間と労力が充てられなくなったため、外部校閲を導入するに至った。

(5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。

入試実施本部は、学長、副学長、学部長、事務局長、入試・広報部長、入試委員長等により構成され、入試特別委員会と密接に連絡を取りながら入学者選抜業務を遂行している。

全学入試判定会議は合否判定について、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程」第5条に基づき、公正かつ正確に審議・決定し、その結果は運営協議会、拡大教授会及び拡大機構会議に報告する。なお、全学入試判定会議は、学長、副学長、事務局長、入試・広報部長、各学部長、各学科長、入試委員長、入試委員（学科長の判断により必要に応じて）等により構成している。

このような観点から、入学者選抜の実施における責任体制として、学長を中心として運営していることは明確である。

(6) アドミッション・オフィス等を整備している。

アドミッション・オフィスとして、入試・広報部を整備している。業務としては、入試業務の計画、立案に関する事、学生の募集に関する事、入学志願者の受付及び処理に関する事、入学試験に関する事、学生募集関係の渉外、入試説明会等の広報に関する事、インターネット出願要項、大学案内等に関する事、入試委員会に関する事、その他入試・広報に関する事、と定め、入試委員会や入試特別委員会、入試実施本部と連携しながら、業務を遂行している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

(1) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。

「インターネット出願要項」や「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)」にて各学科のAPを記載し明確に示しているとともに、本学の学生募集の特徴であるオープンキャンパス時等の個別相談の機会を用いながら適切に周知を図っている。

(2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

選抜区分ごとの募集人員については「インターネット出願要項」で明確に示している。

(3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費については「インターネット出願要項」で明確に示している。

(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験に関する問い合わせに対しては、電話、メール、LINEで適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学選抜の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学選抜の特記事項>

総合型選抜(旧AO入試)の受験希望者を対象とした「教員によるAO相談会」を実施している。志望理由書の推敲やエントリー方法の確認、受験に対する不安などについて教員が対面で直接対応することにより、受験生の学習に対する懸念を払拭し、本学での学びへの動機付けを強化する重要な機会として機能している。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

(5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

(11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。

(12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

新入生への各種情報開示の利便性と事務の効率化の観点から、令和5(2023)年度入学生より、「入学手続き案内」冊子を送付する仕組みから「入学手続 Web システム (Post@entrance)」での対応に切り替えた。同時に、本学ウェブサイト内に「新入生応援サイト」を立ち上げ、各種手続き書類に関する案内やマニュアル、新入生登学日、入学式、オリエンテーション等のスケジュールの案内など、入学に関わる情報を入学手続き者に提供している。また、入学前教育の一環として e-Learning 教材である「OIU/OIC ドリル」(ベーシックコース：国語・数学・英語・社会・理科の問題) に取り組むための案内も併せて行っている。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

例年、入学者に対し全学共通の内容として、学生課を主体とした事務職員による「入学事務手続きオリエンテーション」と各学科による「履修について」「OIU UNIPA の使い方と履修登録」などの学科オリエンテーションを行っている。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

学生が学習の目的を明確にし、自律的に学びを深められるよう、動機付けを重視した学習方法の指導や科目選択のためのガイダンスを各学科・コースの特性に応じて実施している。

栄養学科では、「栄養学科必携」等の資料を活用し、栄養士免許取得に向けた学修方法や学生生活についてのオリエンテーションを行っている。1年次には新入生オリエンテーションに加え、英語教育プログラムや海外研修への参加を促す説明を行い、2年次には栄養士実力認定試験や「栄養士校外実習」を見据えた具体的な学習指導を行っている。また、令和3(2021)年度からは「学習進行自己チェック表」を導入し、学生が自らの学習進捗を記録・確認することで、主体的な学びを促す体制を学科として整えている。

ライフデザイン学科においては、将来の目標に沿った「履修モデル」を提示し、学生がキャリアパスに応じた適切な科目選択を行えるよう指導している。ガイダンスの場を設定し、秘書士や介護職員初任者研修、あるいは英語・観光系といった目指す資格や職種に応じた具体的な学習方法を解説することで、専門的な学びへの意欲を高めている。

幼児保育学科では、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格など、多種多様な免許・資格の取得に向けて、1年次から学習の流れや学外実習の概要、資格要件を丁寧に説明している。2年次においても継続して要件の再確認を行うとともに、学年暦や実習スケジュールに合わせた時間割作成の個別指導を行うことで、学生が卒業後の進路を確実に見据え、目的意識を持って学習に取り組めるよう伴走型の支援を行っている。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

学生に PC 必携を求めていることから、基本的に印刷物は配布することはしていない。そのため、履修の手引、学年暦、学生便覧等、授業・履修に関する各種情報及び学生生活や各種手続きに関する情報は「在学生ポータルサイト」に掲載し、シラバス、授業関係通知や履修登録、時間割等、個人毎に違う情報は「Universal Passport (OIU UNIPA)」から提供することとしている。

(5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。

学生が適切に科目を履修し、円滑に卒業に至るよう、年度当初の学科オリエンテーションやセミナーを通じた組織的な指導・支援体制を整えている。

具体的な履修指導においては、学科ごとに設定された必修科目や資格取得関連科目について、学生の希望とカリキュラムを照らし合わせながら、適切な授業時間割が作成できるよう指導を行っている。履修登録後は、セミナー担当が学生支援システム「OIU UNIPA」を用いて登録状況を確認し、必要に応じて修正や追加履修の助言を行うとともに、「資格・免許判定リスト」を活用して、資格・免許取得に必要な単位数や修得状況を厳密に管理している。

これらの免許・資格の種類や履修方法、卒業要件については、学則及び履修規程に基づき定められており、具体的な要件は「履修の手引」に明示して学生へ周知を図っている。学科別の取組みとしても、栄養学科ではオリエンテーションやセミナーでの学習支援を徹底し、ライフデザイン学科ではセミナー担当が随時相談に応じるなど、教職員が連携して学生一人ひとりの目標達成と卒業に向けた伴走型の支援を継続している。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

学生の悩みに対し適切な指導・助言を行うため、学生総合支援部のもとに学生相談室・健康管理室、さらに学修支援室を配置し、心身と学修の両面からトータルケアを行う体制を整備している。

心理面では、学生相談室に公認心理師等の専門カウンセラーを置き、対人関係や生活上の悩みに対応している。学習面では学修支援室が中心となり、リメディアル教育や専門教育の理解、資格取得を目的とした個別指導や多様なプログラムを展開している。各組織はセミナー担当や各学科と密に連携し、組織的な支援を行っている。加えて、教学・教職センターの技術助手による栄養学科対象のオフィスアワーでは、学習上の悩みへの助言だけでなく、学生の居場所としての役割も担うなど、全学的にきめ細やかな指導助言体制を構築している。

(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。

基礎学力が不足する学生や学習進度の遅い学生が確実に学習成果を獲得できるよう、組織的な補習及び支援体制を整えている。

全学的な取組みとして「学修支援室」では、個別の指導・支援に加え、Web 上で国語・数学・英語などの基礎科目を学習できる「OIU/OIC ドリル」をはじめとした多様なプログラムを提供している。ここでは、単なる学習指導に留まらず、学習上の悩みに関する相談にも

対応することで、学生の幅広いニーズに応える体制を構築している。

学科ごとの実践においては、ライフデザイン学科がセミナー担任を通じて「OIU/OIC ドリル」の実施指導を行い、学修支援室と密に連携しながら学生をサポートしている。また、栄養学科では、教員のオフィスアワー及び技術助手による「学習相談会」を最大限に活用した学習支援に加え、専門的な調理技術の補習を実施している。このように、各部署や教職員が連携し、基礎学力の補完から専門技術の習熟まで、学生一人ひとりの進度に応じたきめ細やかな指導を行っている。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

学習進度の速い学生や優秀な学生の意欲をさらに高め、より高度な学習を促進するための多様な支援を行っている。

具体的な制度として、ライフデザイン学科では、学生が特定の公的資格等を取得した際、「大阪国際大学短期大学部に係る資格取得者の学科対応科目の単位認定の申し合わせ」に基づき、その成果を適切に評価して単位認定を行っている。また、経済的な支援面では、学業優秀者及び資格取得者並びに課外活動で顕著な実績を収めた学生を対象とした奨学金・奨励金を支給しているほか、海外研修への参加者に対しても選考の上で奨学金を給付している。さらに、栄養学科ではボランティア活動や「カゴメプロジェクト」といった学外プロジェクトへの積極的な参加を推奨しており、実践的な活動機会の提供を通じて、優秀な学生がより専門性を深められるよう配慮している。

(10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館では、学生の学習向上を支援するために司書資格を有する専門事務職員を配置し、専門性を活かした多様な支援を行っている。

具体的な支援として、専門事務職員がゼミ単位でライブラリーツアーを実施し、図書館システムや新聞・雑誌の記事検索方法などを直接指導することで、学生の情報の探し方や活用能力の向上を図っている。また、学科の特性に応じた柔軟な対応として、学外実習や卒業研究を控える幼児保育学科及びライフデザイン学科の学生を対象とした、特別な長期貸出制度を設けている。さらに、学生の利便性を高めるための環境整備も進めており、在学生ポータルサイト内の「マイライブラリ」を通じて、資料の予約や貸出延長、購入希望の申込みなどがウェブ上で完結する仕組みを整えている。これに加え、図書自動貸出機の設置や、学外からでもデータベースや電子ブックを利用できるシステムの導入により、学生がいつでもどこでも効率的に学習に取り組める体制を構築している。

(11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。

短期大学部の学生については、海外の教育機関に1学期間派遣できる長期留学制度「認定留学」を制度化している。

〔表Ⅱ-D-1〕長期留学（海外）（「大阪国際大学短期大学部学生の海外留学に関する規程」によるもの）

長期留学	内容	令和6年度 派遣人数
認定留学	外国の大学又はそれに相当する高等教育機関、又はそれらの附属教育機関で、本学の1学期間、正規の授業を受ける。	0

また、短期研修プログラムについては、大学・短期大学部合同の国際交流センター主催研修に加えて、短期大学部学科主催の海外研修の2種類を用意し、学生のニーズに応じた参加ができるように工夫するとともに、給付型の奨学金も用意し、円安下での海外渡航をサポートしている。募集プログラムと参加者実績は以下のとおり。

〈夏期出発〉

派遣先（国・都市）	研修期間	令和6(2024)年度 参加者数
ホテルインターンシップ研修（中級）	5週間	0
台湾サマープログラム	10日間	0
フィリピンサマープログラム	7日間	1
仁川大学校サマープログラム	2週間	0
香港中文大学サマープログラム	3週間	0
海外チャレンジ研修（語学研修）	2週間～5週間	0
ハワイ食文化研修	6日間	0
グローバル短期研修（インドネシア）	9日間	0

〈春期出発〉

派遣先（国・都市）	研修期間	令和6(2024)年度 参加者数
海外ホテルインターンシップ（初級）	3週間	0
グローバル短期（シンガポール）	7日間	1
グローバル短期（カンボジア）	9日間	0
海外チャレンジ研修（語学研修）	4週間～7週間	0

〈学科研修〉

派遣先（国・都市）	研修期間	令和6(2024)年度 参加者数
ライフデザイン学科スタディアブロード（グアム）	8日間	5
栄養学科海外異文化研修（韓国）	1週間	0
ライフデザイン学科海外異文化研修（韓国）	1週間	0
ライフデザイン学科インターンシップ（カナダ）	3週間	0

幼児保育学科海外幼児教育実習（オーストラリア）	9日間	0
-------------------------	-----	---

さらに実際の渡航による海外研修だけでなく、海外大学とのオンラインでの交流を行っている。大学協定校の一つであるインドネシア・バリ島の国立ウダヤナ大学外国語学部日本語学科とライフデザイン学科森田ゼミの間で、日本文化とインドネシア文化比較と考察を行うオンライン異文化理解合同研究を後期に実施することができた。

(12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

学生の学習成果を評価するにあたり、全学的に運用しているアセスメントプランに基づく指標に加え、各学科において設定した測定指標を用いている。これらを活用し、学生の学習成果の獲得状況を多角的に把握するため、定量的及び定性的なデータの収集・分析を行い、その結果に基づき学習支援方策の点検及び改善を継続的に実施している。

具体的には、栄養学科では、半期ごとの GPA や栄養士免許の取得希望率・取得率の推移を数年間にわたり評価し、高大連携授業や入学前教育の内容見直し、在学中の支援に活用している。入学直後の「入学前教育確認テスト」の成績分布から基礎学力向上のための指導法を検討するほか、学修支援室と連携した「基礎学力テスト」や「OIU/OIC ドリル」による成績推移を確認している。特に GPA1.8 以下の学生に対しては、保護者とも連携して長期休暇中の補習課題を課すなど、きめ細かなサポート体制を敷いている。さらに、校外実習先や卒業生、就職先へのアンケート・ヒアリング結果を点検し、次年度の授業内容や科目間連携の強化に反映させている。

ライフデザイン学科では、基礎学力の獲得状況については、「基礎学力テスト」を通じて成績推移を注視している。また、学生支援システム「OIU UNIPA」の学修ポートフォリオを活用して学生の状況を可視化し、学科会議において定期的に学習支援方策の点検を行っている。

幼児保育学科では、免許・資格取得に向けて「履修カルテ」を運用し、学生の自己評価に基づいたセミナー担任による個別指導を行っている。2年間で5回実施される学外実習においては、学生自身の自己評価と実習先からの「学外実習成績評価」をレーダーチャート化して比較し、次の実習に向けての課題や改善策について振り返りを行っている。これらを積み上げながら「学修ポートフォリオ」として活用している。実習中の教員訪問によるヒアリング内容も学科内で共有し、実習中及び実習後の指導に即座に反映させている。このように、段階的に蓄積される多様なデータを活用し、セミナー担任が学生一人ひとりの状況を逐次把握することで、面談等の的確な学習支援につなげている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

本学では「組織規則」「事務分掌規程」及び各種委員会等の諸規則に基づき、学生の生活支援のための教職員の組織を整備している。各組織の取組み概要は、次のとおりである。

① 学生委員会：

月1回定例開催し、学生生活の諸規程の制定、課外活動、健康管理・保健衛生、育英・奨学、学籍異動、賞罰、厚生補導などについて協議を行っている。

② 教務委員会：

月1回定例開催し、教務関係の諸規程の制定、教育課程、授業運営及び履修に係る教学制度の企画・立案、運営、改編などについて協議を行っている。

③ 学生課、教務課、教学・教職センター：

学生課は奨学金、学籍、厚生など、教務課は授業、履修、成績など、教学・教職センターは教職課程や免許・資格などに関する相談や手続きの窓口として相互に連携し、学生生活全般の支援を行っている。これら学生課、教務課、教学・教職センターと次に述べる地域協働センター、課外教育センターは同一フロアに配置されており、学生の利便性を高めている。

④ 地域協働センター：

地域貢献・地域連携に取り組むための橋渡しを担う組織であり、自治体・各種団体等と連携協定を結び、社会との絆を活性化させる活動を推進する組織として、地域貢献活動、教育・人材養成、実践フィールドで地域と連動し、学生のボランティア活動や地域文化交流などの支援を行っている。

⑤ 課外教育センター：

体育会・文化会のクラブ活動を支援する組織として、指導者の育成、地域貢献活動の促進、学生のエンカレッジ、海外交流の推進などの取組みを行っている。

⑥ 健康管理室：

学校保健安全法に基づく定期健康診断及び体育系クラブ所属学生を対象としたスポーツ健診の実施をはじめとし、学内での発熱や頭痛等による体調不良、けがや捻挫等の軽

度の外傷に対する応急処置等、学生の健康管理の支援を行っている。他にも、身体の健康に関する心配ごとや悩みの相談も受け付けている。

⑦ 学生相談室：

公認心理士の資格を持つ専門のカウンセラーが、対人関係や学生生活上の悩みなど、学生生活に関わる幅広い悩みに対して学生の相談に応じ、心理面からの支援を行っている。また、障がいのある学生に対して、関連部署と連携しながらノートテイクの配置等、支援のコーディネートを行っている。

⑧ 学修支援室：

学科の専門教育や免許・資格取得において、その理解力を深めることに役立ち、最終的に就職に結びつく基礎学力を向上させることを目的とし、その内容は個別による指導だけでなく、さまざまな学修（習）支援プログラムを展開している。また、各学科や関係部署とも連携し、情報の共有化を図っている。

⑨ 人権教育センター：

学生及び教職員への人権啓発活動を目的とし、人権に関する動画視聴、人権関係ビデオ上映、人権講演会の実施等により、学生の人権擁護に資している。

⑩ キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会：

学生及び教職員のセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどハラスメントの防止と発生時の解決を図っている。

⑪ キャンパス・ハラスメント相談員：

キャンパス・ハラスメントに関する相談に応じるため、各学科の教員を 1 人ずつ、また、事務局の職員 3 人を配置し、相談者のために医療的対応またはカウンセリングが必要と判断した場合には、健康管理室または学生相談室に協力を求める任務を負っている。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学生が主体的に参画する活動が円滑に行われるよう、支援体制を次のとおり整備している。

① クラブ・サークル活動

本学のクラブ活動等の課外活動では、専任教職員が顧問・副顧問となり、適切な指導や助言を行うことで、学生の自主的な活動を促している。その結果、クラブ数は〔表Ⅱ-D-2〕に示すように、令和 6(2024)年度は体育会所属 22 クラブ、文化会所属 7 クラブを数えており、女子バレーボール部や陸上競技部などは全国レベルの活躍を見せている。

また、本学は同窓会の協力の下、バス、楽器などの寄付を得て、学生の課外活動を支援している。さらに、学生の主体的な課外活動を促すため、「課外活動奨励者奨励金」制度を設け、奨励金を支給している。

〔表Ⅱ-D-2〕 クラブ活動一覧 令和 6(2024)年度

学友会 本部	体育会	女子ソフトボール部/陸上競技部/女子バレーボール部/男子バレーボール部/ラグビー部/女子サッカー部/男子サッカー部/水泳部/女子バスケットボール部/男子バスケットボール部/女子硬式テニス部/男子硬式テニス部/女子ラクロス部/バドミントン部/極真空手道部/空手道部/軟式野球部/プレッパーズ部/ワンダーフォーゲル部/ボクシング部/ダンス部/チアダンス部 計 22 クラブ
	文化会	軽音楽部/吹奏楽部/アコースティックギター部/華道部/茶道部/E.S.S.部/ラジオ部 計 7 クラブ

② 学校行事

学校行事は、学友会が主体的に計画・実施しており、学生課及び課外教育センターがその支援を行っている。代表的な学校行事である大学祭は、学友会顧問の指導・助言の下、学友会の中に組織される大学祭実行委員会が中心となり、例年 10 月に 2 日間にわたって開催される。この行事は、学生が主体的に企画・実行する全学的なものとなっている。

③ 学友会

学友会の活動に対して、大学構内に学友会室を提供し、専任教職員が顧問・副顧問となり、学生の自主的な活動を支援するために、適切な指導や助言を行っている。学友会には体育会と文化会が設けられ、それぞれ体育系課外活動団体、文化系課外活動団体の活動を発展及び向上させるべく、顧問・副顧問の支援を受けながら、学友会主催のイベントの実施などの取組みを行っている。

④ 学生によるプロジェクト活動

学生の自主性を喚起し、学生生活の活性化を図ることを目的に学生チャレンジ制度「Challenge the Global Mind」、プレチャレンジ制度を設け、学生から企画を募っている。審査を経て採択された企画に対しては奨励金を交付し、企画の実現のために、教職員がアドバイザーとして指導・助言を行い、支援している。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

ブックセンター（4 号館 1 階）は、割引価格にて書籍・文具を販売しており、学生の利便性を図っている。ラーニングコモンズ（1 号館 1 階、4 号館 1 階）やパソコンコーナー（1 号館 3 階、6 号館 1 階）では、快適なネット環境下で学生が自由に情報検索等ができるようにしている。

学生の飲食環境としては、学生食堂、イタリアンカフェ（1 号館 1 階）とコンビニエンスストアを設置している。加えて、キャンパス内の随所に休憩スペースを設け、昼食や談話のスペースを増設し、学生の多様な嗜好に対応するための飲食物の移動販売（キッチンカー）も導入している。

さらに、4 月開講当初に 1 年次生を対象に、食堂やイタリアンカフェでの昼食時の混雑緩和と、学内の飲食施設の利用促進の方策として、テイクアウトのお弁当やコンビニエンスストアの商品と引き換えできるランチチケットの配付を実施している。

(4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。

自宅から通学できないなど宿舍が必要な学生に対し、大学から徒歩または自転車で通える範囲の下宿を紹介する支援を行っている。特に、学校法人大阪国際学園が業務提携を締結している下宿業者が、近隣の家主や不動産業者と連携して、ワンルームマンション、下宿、寮、アパートなどを紹介している。また、これらの情報は、在学生に対しては在学生ポータルサイトで、入学前の新入生に対しては、合格後から入学までの手続きや新生活に関するFAQなどを掲載している「新入生応援サイト」を開設して紹介している。

(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

通学の便宜を図るため、キャンパスに隣接した駐輪場を2カ所、バイク専用駐車場を1カ所設けている。なお、本学は最寄り駅から徒歩8分の交通至便の位置に立地していることから自動車通学を禁止しており、学生・教職員用駐車場を設置していない。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生課では、学生の経済的に安定した大学生活基盤の提供のため、修学支援新制度を含む各種奨学金の申請及び継続手続きなどの学生への周知と推薦、採用、受給手続きを担い、学生からの各種相談にも応じている。

学資負担者の経済的状況を考慮して、授業料等学納金の延納・分納制度を設けている。また、金融機関と提携し、ローンによる学費納入を支援している。さらに、日常的な経済支援のために、インターネットで求人検索ができる「アルバイト紹介システム」のサービスを提供している。学内における各種業務のアルバイトとして、SA（Student Assistant）などの「ジョブサポート制度」も設けている。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生相談室においては、臨床心理士・公認心理師の資格をもつ常勤・非常勤の専門カウンセラーが、対人関係や学生生活上の悩みなど、幅広い悩みに対して学生の相談に応じ、心理面からの支援を行っている。

また、健康管理室においては、学校保健法に基づく定期健康診断の実施をはじめとし、学内での体調不良、けがや捻挫等、軽度の外傷に対する緊急措置、場合によっては緊急搬送の付き添い対応を行っている。さらに、健康管理や感染症についての情報提供等により、学生の健康管理支援を行っている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生サービスの向上と学生生活の安定のための支援を企図して「学生生活アンケート」を後期中程（11月～12月）に実施している。アンケート結果のうち施設利用及び職員対応に関する要望については、庶務課をはじめ事務局各部署と連携し、可能な事柄は次年度に改善する取組みを行っている。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整

えている。

本学では、留学生入試や在籍する留学生に対するサポート、また海外派遣プログラムのサポート部署として国際交流センターを設けている。

令和 6(2024)年度は、ライフデザイン学科に 1 人の留学生が入学した。私費外国人留学生に対する生活支援として学費減免規程を整備し、学修支援体制を整えている。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人を対象とした入試制度はあるが、直近 3 年間における入学実績はなく、社会人であることを前提とした学習支援体制は特段設けていない。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者への対応として、校舎出入口へのスロープ、校舎間の接続渡り廊下、障がい者対応エレベーター、そして多目的トイレを設置している。バリアフリー化は順次実施しており、平成 25(2013)年度には本館エレベーター改修時に福祉機能を付加し、また平成 26(2014)年度及び平成 28(2016)年度には 4 号館及び 6 号館のトイレを改修した際に、身体障がい者用トイレを多目的トイレへ改修し、利便性を高めている。さらに、令和 5(2023)年度にはキャンパス内の「バリアフリーマップ」を完成させ、これを「Student's Guide」や在学生ポータルサイトに掲載することで、学生及び教職員への周知を図っている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

学生が主体的に行うボランティア活動については、「教育機関における活動」、「公的機関による認可を受けた福祉施設における活動」、「公的機関によるボランティアセンター等を通じた活動」などを推奨している。また、授業科目「サービスラーニング」は、事前研修・ボランティア活動・事後研修から構成され、地域・社会貢献活動（ボランティア活動＝サービス）での経験と、関連した学習（ラーニング）をとおして、視野を広げ、学びを深める等、一定の成果が認められた場合には単位認定を行っている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

キャリアサポートセンター（以下、CSC と示す）は、「学生の進路選択や就職の支援業務を通じ、社会人としての自立支援を行うとともに、短大の出口保証に向け『社会人として職に就く』という組織風土の醸成と強化を行う」ことを使命としており、キャリアカウンセリングや行事を通じた就職支援を行っている。また、CSC 職員と各学科から選出された教員による「就職委員会」において、就職活動支援に関する検討や情報交換を行い、その内容は各学科の委員を通じて各学科所属の教員に周知され学生指導に活用されている。

なお、各学生の就職活動進捗状況は、少なくとも月 1 回のペースで CSC と学科教員との間で共有されており、両者の緊密な連携のもと、全ての学生に対する手厚い支援を実現している。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

CSC には、学生の個別相談に応じるための専用ブース（8 ブース）、進路関連資料（求人ファイル、受験報告書、就職試験対策問題集等）及び求人検索用パソコン（4 台）やプリンター（1 台）等を整備しているほか、セミナー単位でのガイダンスや企業説明会等小規模の行事を開催可能な「多目的ルーム」がある。CSC は祝祭日等を含む全ての授業日に開室しているほか、夏期・年末年始及び春期の学生の長期休暇期間においても、事務局一斉休業日を除いて開室し対応にあたっている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

学修支援室と連携し、資格取得や就職試験対策（公務員を含む）に繋げている。

(4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

卒業式当日に「進路決定届」を全員に提出させており、進路状況を把握するとともに、集計結果を就職委員会で公開し次年度以降の就職支援に役立てている

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

CSC では、進学を希望する学生に対し、内部編入を希望する学生に対しては、入試・広報部と連携して支援を行っている。説明会は、内部編入希望者を対象に、前期に 2 年次生対象に 2 回、後期に 1 年次生対象に 2 回の合計 4 回実施している。また、他大学への編入を希望する学生については、本学が指定校の認定を受けている大学が複数校あるため、その希望に応じた対応を行っている。

留学を希望する学生については、留学予定・経験者を対象とした専門のガイダンスを実施し、学修と就職等の準備が両立できるよう、助言を行っている。

<テーマ 基準 II-D 学生支援の課題>

学生支援の各領域において、学生の利便性向上や社会情勢の変化に即した支援体制の再構築が必要であると認識している。

第一に、新入生向けサイトや在学生ポータルサイトにおいて、提供する情報量が過多であ

るために検索性が低下しており、円滑な入学手続きや学習活動を妨げている現状がある。

第二に、国際交流支援の再考である。昨今の円安の影響等により海外短期研修への参加希望者が減少し、プログラムの催行中止を余儀なくされている。現在の経済情勢に即した魅力的な企画や支援策を再構成することが緊要な課題となっている。

第三に、障がい学生への支援体制の質的向上である。「合理的配慮」に関する全学的な理解を深めるため、実施している講習会への教職員の参加率を向上させ、授業担当者一人ひとりが適切な配慮を実践できる組織的な支援マインドの醸成と体制整備を継続的に図る必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

CSC では、併設大学と合同の就職委員会を運営し、組織的な支援方針を共有している。具体的には、「学生活動状況一覧表」を用いたきめ細かな個別指導の実施や、学科ごとに学年合同の就職セミナーを開催するなど、多角的な支援を展開している。

加えて、内部進学希望者に対しては、入学前の授業履修と単位認定を認める独自の接続教育を実施している。これにより、進学後の学習負担を軽減し、高等教育への円滑な移行（トランジション）を組織的に実現している点は、本学の学生支援における特筆すべき強みである。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

≪「令和4年度認証評価 自己点検・評価報告書」より抜粋≫

課題「アドミッション・ポリシーについて、高等学校等関係者の意見を聴取し点検する必要性を認識しているが、定期的な点検を行うことはできていない。」については、まずは、令和5(2023)年3月に併設高等学校との懇談を実施し、定期的な点検へとつなげる予定である。また、「令和4(2022)年度から本格的に『学修ポートフォリオ』（表Ⅰ-C2参照）を導入する予定だが、今後はその全学的な活用に向けて検討する必要がある。」については、学習過程の記録、成果物の蓄積など、学生一人ひとりが「学修ポートフォリオ」を作成するとともに、振り返りの機会を適切に設けながら、自己の学習を省察し、到達点を確認し、以後の学習課題を明らかにするような指導を充実していく。

課題「『学生生活アンケート』など学生を対象としたアンケートの実施方法を、紙媒体によるものからWeb入力に切り替えたところ、回答率が低下した。」については、アンケートの趣旨を説明することをさらに徹底する等して、より回収率を高めていく。さらに、「令和3(2021)年度の入学生からPC必携化を導入したが、PC利用率等が併設大学に比べ低かった。」については、職業への接続を図る職業教育としてICT教育の必要性を学生に丁寧に説明するとともに、教員に対しても授業にて積極的に活用するよう働きかけていく。

課題「アドミッション・ポリシーについて、高等学校等関係者の意見を聴取し点検する必

要性を認識しているが、定期的な点検を行うことはできていない。」については、令和7(2025)年度に、併設校である大阪国際高等学校及び教育協定校である京都翔英高等学校から意見を聴取する予定である。

課題「令和4(2022)年度から本格的に『学修ポートフォリオ』(表I-C2参照)を導入する予定だが、今後はその全学的な活用に向けて検討する必要がある。」に対しては、令和4(2022)年度より全学科で導入を完了した。現在は、学習過程の記録や成果物の蓄積を学生自らが行うとともに、振り返りの機会を適切に設け、自己の学習を省察し到達点を確認することで、次なる学習課題を明確化させるよう、セミナー担任による適切な指導を行っている。

課題「『学生生活アンケート』など学生を対象としたアンケートの実施方法を、紙媒体によるものから Web 入力に切り替えたところ、回答率が低下した。」については、アンケートの趣旨説明を徹底するなどの対応の結果、令和3(2021)年度の回収率は、36.5%だったところ、令和4(2022)年度は34.8%と微減したが、令和5(2023)年度には43.7%、令和6(2024)年度には52.0%と改善がみられた。

課題「令和3(2021)年度の入学生から PC 必携化を導入したが、PC 利用率等が併設大学に比べ低かった。」については、併設大学に比べ、授業が演習・実験・実習系の形態が多く、授業における PC 利用率が総じて低くなっている。これに対する各学科での PC 利用率向上に向けた取組みとして、栄養学科及びライフデザイン学科では、Google Classroom を活用した授業資料の配布、授業課題の作成、自主学習(事前・事後学習)など必携化 PC を活用する環境を整備した。幼児保育学科においても、授業内での PC 利用の充実の他、現在保育現場では ICT を進めることで負担軽減を進めているため、保育者にとっても PC 利用は必須であることを伝える取組みを行なった。

これらの取組みの結果、3年間にわたる1年次後期の PC 活用の実態調査によると、授業で文書作成、表計算、プレゼンテーションソフトを活用する割合が増え、教員が PC 活用を推進していることが確認できた。また、PC 必携化の必要性を学生に問う設問においても、3年間で「必要」と考える割合が増加していた。このように職業教育、実社会に向けた ICT 教育を通じた PC の必要性から、学生及び教員に対して改善活動を進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

自己点検・評価の結果に基づき、教育の質保証と学生支援体制の最適化に向けた改善計画を推進する。

まず教育課程の領域では、FD センターを中心に、授業終了後の評価に留まらず、授業期間中に改善を可能にするアンケート実施手法を検討し、学生ヒアリングの結果を全学で共有する。特に多くの教員が課題とする「事前・事後学修の促進」に向けた組織的な支援策を構築する。また、成績評価の厳格性を担保するため、教務課と各学科が連携し、評価状況の点検結果を会議体へ確実にフィードバックする PDCA サイクルを定着させ、評価の客観性と妥当性を継続的に確保する。

次に学生支援の領域では、情報過多による弊害を解消し、利便性の向上を図る。新入生に対しては、「新入生応援サイト」の内容を整理することで、入学手続きからオリエンテーションまでを円滑に繋げられるよう環境を整備する。また、「在学生ポータルサイト」については、カテゴリ構成やデザインの抜本的な見直しを行い、検索性の向上と学習活動の円滑

化を図る。国際交流では、円安等の影響を考慮した魅力的な企画や奨学金制度の再編を進める。具体的には、催行中止となった海外研修を別の研修へ柔軟に振り替えるなど、学習機会の確保に努める。さらに、障がい学生への「合理的配慮」を浸透させるため、講習会への参加率向上施策を講じ、組織的な支援マインドの醸成と体制整備を不断に推進していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。

本学の教員組織としては、「大阪国際学園組織規則」により、学長、副学長、短期大学部長、学科長を置くとともに、CP に基づき基幹教員を適正に配置している。また、本学は、令和 6(2024)年度より基幹教員制度を導入しており、〔表Ⅲ-A-1(1)〕のとおり、短期大学設置基準に定める教員数及び教授数を充足している。

〔表Ⅲ-A-1(1)〕 基幹教員数一覧表（人）

短期大学士課程(専門職学科を含む)	学科・専攻課程の名称	基幹教員									助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	専ら当該学 部等の教育 研究に従事 する教員(a ~b)	基準数	うち教 授数	短期大学設置基 準別標準一才及 び別に定める基 幹教員数の四分 の三の数			
	栄養学科 計(a~d)	2人	1人	1人	1人	5人	—	4人	2人	—	0人	0人	
	a.	2人	1人	1人	1人	5人	—	—	—	—	—	—	
	b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	小計(a~b)	2人	1人	1人	1人	5人	5人	—	—	3人	—	—	家政関係
	c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	ライフデザイン学科 計(a~d)	3人	2人	3人	0人	8人	—	7人	3人	—	0人	0人	
	a.	1人	2人	3人	0人	6人	—	—	—	—	—	—	
	b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	小計(a~b)	1人	2人	3人	0人	6人	6人	—	—	6人	—	—	文学関係+経済学関係+ 社会学・社会福祉学関 係
	c.	0人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	
	d.	2人	人	人	人	2人	—	—	—	—	—	—	
	幼児保育学科 計(a~d)	5人	4人	2人	1人	12人	—	8人	3人	—	0人	0人	
	a.	5人	4人	2人	1人	12人	—	—	—	—	—	—	
	b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	小計(a~b)	5人	4人	2人	1人	12人	12人	—	—	6人	—	—	教育学・保育学関係
	c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	
	(短期大学(専門職学科含む)全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	4人	2人	3人	—	—	
	計	10人	7人	6人	2人	25人	23人	19人	8人	15人	0人	0人	

- a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの
- b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)
- c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)
- d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)

(4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

基幹教員の職位は、「大阪国際大学短期大学部教員任用基準」に基づき、学位、教育実績、研究業績、その他経歴等を厳正に審査し、短期大学設置基準の規定を充足するとともに、各専任教員の業績、経歴等は、本学ウェブサイトの各学科の教員紹介において公表している。

本学では、各学科のCPに基づいて教育課程を編成している。基幹教員だけでは担当し得ない科目については、専門分野に応じて基幹教員以外の教員を配置している。各学科の教員は、CPに基づき、〔表Ⅲ-A-1(2)〕のとおり配置している。

〔表Ⅲ-A-1(2)〕 各学科のCPに従った基幹教員の配置

学科	基幹教員の配置
栄養学科	人体の構造と機能：1人、食品と衛生：1人、栄養と健康：1人、 栄養の指導：1人、給食の運営：2人

ライフデザイン学科	ビジネス：1人、生活：1人、医療・福祉：1人、情報：1人、 観光：3人、英語1人
幼児保育学科	音楽：2人、体育2人、教育：1人、心理：1人、保健：1人、 美術：2人、保育：3人、福祉：1人

(5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

基幹教員以外の教員の採用候補者については、各学科からの推薦を原則とし、教務委員会において、候補者の学位、研究業績、経歴等に係る書類審査を実施している。候補者に大学・短期大学での教歴がない場合は、さらに模擬授業を実施することで、総合的な資格審査を行っており、短期大学設置基準に定める「教員の資格」の規定を準用している。また、教務委員会で適判定が示された候補者については、拡大教授会での承認を経た後、学長に採用候補者として推薦される。当該候補者の任用については、「大学・短大非常勤講師就業規則」に基づき、学長が申請することとされており、理事長が任用を決定している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

本学では、指導補助者を配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

(1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

教員の研究活動の成果は、紀要「国際研究論叢」や学術雑誌に投稿・掲載されるとともに、学会等で発表されている。これらの研究成果は教員が担当する授業や教材開発等に活用さ

れている。各教員の研究成果は〔表Ⅲ-A-2(1)〕のとおりである。

〔表Ⅲ-A-2(1)〕 令和 4(2022)～令和 6(2024)年度教員の研究成果一覧（研究成果（口頭発表、論文、著書、展覧会、演奏会、発表会、講演等）の件（点）数）

所属学科名	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
栄養学科	18 件	22 件	21 件
ライフデザイン学科	12 件	16 件	17 件
幼児保育学科	56 件	56 件	51 件

※令和 7(2025)年 5 月 1 日時点での在籍教員で算出

(2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。

研究活動のための外部資金については、科学研究費の他、受託研究費、共同研究費、研究助成金等の獲得に努めている。庶務課では、学外からの研究資金獲得のための情報収集・提供を行っている。情報提供に際しては、学内掲示板やメール等により研究助成金等に関する情報を提供している。また、助成金の対象や内容によっては学科や教員に対して個別に通知している。さらに、毎年度、科研費公募に関する説明会を開催し、科研費受給実績を有し科研費審査員の経験もある学内の教員が講師となり、応募書類の作成方法等について解説を行っている。「令和 7(2025)年度科研費説明会」は令和 6(2024)年 8 月 1 日にオンラインで開催した。このように獲得に努め、令和 6(2024)年度を含む過去 3 年間における科学研究費助成事業への応募・獲得状況は〔表Ⅲ-A-2(2)〕のとおりである。

〔表Ⅲ-A-2(2)〕 令和 4(2022)～令和 6(2024)年度科学研究費助成事業の応募・交付状況

外部資金名	区 分	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	
科学研究費 助成事業 (学術研究 助成基金助 成金)	新規応募件数 (件)	2 件	3 件	2 件	
	採択件数 (件)	新 規	1 件	1 件	0 件
		総 額 (円)	2,730,000 円	2,210,000 円	0 円
		継 続	1 件	0 件	1 件
		交 付 金 額 (円)	1,300,000 円	0 円	650,000 円
	研究 分担者	件 数 (件)	1 件	0 件	0 件
		金 額 (円)	260,000 円	0 円	0 円

(3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。

教員の研究活動に関する規程として、「大阪国際大学短期大学部研究費取扱規程」「大阪国際大学短期大学部研究旅費取扱規程」「特別研究費の取扱要領」等を設けている。また、教員の研究活動を推進するため、研究室については、エアコン、Wi-Fi 及び有線 LAN 環境等

を備えた個室（平均面積 20 m²）を整備している。

(4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

教員の研究倫理を遵守する取組みとしては、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程」「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程ガイドライン」「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程ガイドライン（細則）」を定めるとともに、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画」を設け、説明会等で配付し周知を図るなど研究者の意識向上に努めている。また、日本学術振興会が提供している研究倫理 e ラーニングコースの受講を義務付けている。

(5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

教員の研究成果を公表する場を確保するため、図書館事務室に事務局を置く紀要編集委員会のもと、紀要『国際研究論叢』を毎年度 2 回刊行している。

投稿論文には「査読付き」と「査読なし」の 2 つのカテゴリーを設けており、第 1 号は 7 月初旬の申込締切を経て 10 月下旬に、第 2 号は 10 月初旬の締切を経て翌年 2 月下旬にそれぞれ刊行するスケジュールで運用されている。令和 6（2024）年度の実績としては、38 巻 1 号及び 2・3 号を発行し、論文 11 件、研究報告 1 件、研究ノート 5 件を掲載した。そのうち、短期大学部の教員に関しては、論文 3 件を掲載した。なお、刊行された研究成果は「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部リポジトリ」において広く公開し、外部への発信を行っている。

(6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

研究・研修等の時間を確保するために、「教員の職務について」に規定された定例の週 1 日の学外研修日及び学生休暇中の学外研修日を定め、十分な研究活動ができるよう配慮している。

(7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

教員を海外に派遣する規程としては、「研修員規程」があり、その中で国内外への研修員の派遣及び出張旅費等に関しては「国外出張旅費規程」を整備している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

(1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。

事務職員の組織に関しては、「組織規則」を規定しており、「組織図」に示された組織で構成されている。それぞれの部門に必要な役職者を配置し、本学の事務を遂行する組織及びその長の指揮監督について定め、責任体制を明確にしている。

事務職員は、職務を遂行する際に必要となる PC スキル、コミュニケーションスキル、スケジュール管理スキルなどの基礎的能力を有している。さらに、就職支援に携わる職員においてはキャリアカウンセラー、図書館業務に従事する職員においては図書館司書、情報システムを管理する職員においては情報処理技術者等の資格を取得しており、職務を遂行するための専門的能力を有している。

また、学生総合支援部に健康管理室を設け看護師を 2 人、学生相談室にカウンセラーを 3 人といった専門的能力を有している者を配置し、支援体制を整えている。

(2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

専任事務職員、パートタイム職員とも人事評価制度を導入し、所属長とのヒアリングを通じ、組織目標及び個人目標を設定・確認し、業務遂行にあたっている。また、同時に能力開発や適性、異動等の希望についても確認し、適材適所となるよう環境を整えている。

(3) 事務等関係諸規程を整備している。

事務関係諸規程については「大阪国際学園規程集（以下、「規程集」と示す）」を整備している。「規程集」は、「第 1 編基本・文書等関係」「第 2 編任用・服務等関係」「第 3 編給与・旅費等関係」「第 4 編経理等関係」等から編成され、事務遂行に必要な事項について定めている。「規程集」は、教職員ウェブサイトにて公開し、全教職員が閲覧できるようにしている。

(4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。

規定により設置された事務部署には、事務室を設け、事務処理に必要な情報機器及びネットワークを整備している。また、業務に必要な備品を配備している。

(5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。

業務の見直しや事務処理の改善等については、局内会議や部署ごとの定期的なミーティングを行い、問題点を明らかにしその対策を講じている。なお、各組織の事務処理の改善に資するため、毎年、学生からの要望等を聞き取るアンケート調査を実施している。

(6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生の成績記録は「大阪国際学園文書保存規程」に基づき管理されている。コンピュータシステム導入以前の記録については、永久保存が必要な「卒業関係書類及び台帳」として

適切に管理・保管し、システム導入後の昭和 56(1981)年以降の記録については、サーバへのデータ保管とともに、バックアップを含めた厳重な管理体制を構築している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

(1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

教学マネジメントを最大限に機能させるため、学長のリーダーシップの下、教員と事務職員が役割分担に基づき組織的に連携する体制を確立している。

まず、学長が併設大学及び短期大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、その直属の組織として「運営協議会」を設置している。本協議会は、運営に関する基本事項の審議や部門間の連絡調整を担う中枢機関として機能している。あわせて、短期大学部における教育の構築に向けた諸施策の策定等を図る「教学マネジメント会議」を置き、教育の質保証に向けた全学的な方針決定を行っている。

これらの決定を実効性のあるものとするため、事務職員は単なる事務処理の枠を超え、教員と情報を共有しながら各種会議体に構成員として参画している。具体的には、入試、就職、教務、学生支援、障がい学生支援、人権、コンプライアンス、キャンパス・ハラスメント防止といった基幹的な委員会をはじめ、国際交流、FD、教職課程、地域協働等の専門センター会議、さらには自己点検運営委員会及び自己点検実施委員会、並びに各教育専門部会（情報・語学・教養）に至るまで、多岐にわたる場で教職協働を実践している。

このように、学長を頂点としたガバナンスから各専門分野の部会に至るまで、教職員が一体となって機能する体制を確保することで、教育の質の向上と円滑な短期大学運営を推進している。

(2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

学習成果の獲得に向けて学長を中心としたガバナンス体制を敷き、教員及び職員それぞれの職務規程に基づき、役割と責任の所在を明確化している。

学長は「運営協議会」及び「教学マネジメント会議」の議長として経営と教学の両面で最終責任を担い、「自己点検運営委員会」の委員長として教育研究活動の評価・改善を統括している。教員については「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 教員の職務について」に基づき、正課内外の教育や教育の質向上に資する研究活動に加え、各種委員会や学生募集、入試、就職支援といった短期大学運営への参画・分担責任を明確に定めている。また、職員については「事務分掌規程」により、教務、FD、IR、学修支援などの専門的な分掌事項を定義することで、各組織の責任範囲を明らかにしている。

これらの規程により、学長のリーダーシップの下で教職員が各々の専門性に基づき有機的に連携・協働（教職協働）する体制を確保しており、組織の末端に至るまで責任ある教育

運営と支援活動が遂行される仕組みを構築している。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

(1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

私学にとって、職員の資質・能力を向上させていくことは組織運営を円滑に進める上で非常に重要な課題である。本学では平成 28(2016)年度に SD(Staff Development)活動に関する規程である「教職員研修規程」を制定し、計画的、効果的かつ継続的に職員研修を実施している。

全学的な取組みとして平成 29(2017)年 4 月に、「SD 委員会規程」に基づき法人本部事務局長を委員長とする SD 委員会を設置するとともに、令和 4(2022)年 10 月には「学校法人大阪国際学園 人材育成の方針」を制定し、SD 活動のさらなる推進を図っている。

また、職員の資質・能力向上を図るための組織的な取組みとして、令和 6(2024)年度には [表Ⅲ-A-5(1)] に示す SD 活動を実施した。さらに、個々の職員が各々の所属部署で抱える業務上の課題やテーマについて理解を深めるために、外部機関の研修やセミナーに参加するように促すことで、個々人の力量形成を図れるように取り組んでいる。

[表Ⅲ-A-5(1)] 令和 6(2024)年度の主な SD 活動

テーマ・内容		講師	開催日等
理念研修		奥田 吾朗 理事長	4 月 2 日
新入職員研修	学園の歴史	的場 由紀子 氏	4 月 5 日
	学校職員としての心構え	的場 由紀子 氏	4 月 12 日
	学校会計について	河盛 昭彦 法人事務局次長	4 月 19 日
	各種規程について	黒木 智彦 総務課長	4 月 26 日
ブランディング及び広報研修		櫻田 勝久 氏 (株式会社エデュース)	5 月 17 日

担当業務の専門性を高めるための動画研修	ビズアップ総研が提供する動画視聴（必須1本、選択2本）	8月1日 ～9月30日
中堅若手 大阪体育大学との合同研修	佐藤 浩輔 氏 (大阪体育大学 庶務部 学長室 担当) 前河 泰正 学長室兼庶務課兼 IR 室 主任	9月6日
広報戦略研修	増田 哲也 氏 (株式会社ルブリ)	12月24日

※講師の所属・肩書等は、研修会実施当時のものを記載。

その他にも、本学園全体の資質の向上及び業務効率化を目的とし、職員の資質及び能力の向上を図るため、令和 3(2021)年度より資格支援制度「ココカラ」を導入した。本制度は、TOEIC、MOS、基本情報処理技術者及びビジネス会計検定といった本学園指定資格を取得した者に奨励金を支給することで、職員の資格取得を推奨・支援するもので、毎年申込みことができる。合格者には勉強方法等のアンケートの提出を求め、匿名でグループウェア内にある教職員専用のウェブサイトに掲載し、受験者への啓発を行っている。また、本学園指定資格についても、環境の変化にあわせて、新しい資格を追加している。

(2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

本学の FD 活動に関しては「FD センター規程」を定めており、この規程に基づき活動を行っている。

各学科は、個々の教員から提出された「授業改善報告書」及び「授業見学報告書」に基づき意見交換会を開いている。また、学科から提出された「意見交換会報告書」を基に、FD センター会議で授業改善に関わる点検・評価を行い、学科にその結果がフィードバックされている。これらの点検・評価活動で得られた結果は、各学科で総合的に検証し、それぞれの教育の質向上・充実のために活用される。

令和 6(2024)年度の新たな取組みとして、授業アンケートだけでは把握しづらいので、さらに多様な学生からの意見を聴取するため、「授業改善のための学生ヒアリング」を実施した。実施内容は約 2 か月の期間を設けて各学科の学生 4～5 人に対して個別またはグループごとにヒアリングを実施した。各学科でヒアリング結果をまとめ、その結果を基に、次年度も引き続き学生ヒアリングを実施する。2 年間にわたって学生から聴取した意見を授業改善に繋げている。

また、FD センター主催の取組みとして、〔表Ⅲ-A-5(2)〕に示す「FD・SD 研修会」を実施し、教育内容・方法等の改善に向けて組織的に取り組んだ。

〔表Ⅲ-A-5(2)〕 FD・SD 研修会（直近 3 年分）

開催日	講師	テーマ・内容
-----	----	--------

〈令和 6(2024)年度〉 2024 年 7 月 31 日 16:30～17:50	川内 亜希子 氏 (追手門学院大学 共通教育 機構特任助教)	多様な学生の主体的な授業 参加を促す授業運営につい て
〈令和 5(2023)年度〉 2023 年 8 月 30 日 15:00～16:30	中島 英博 氏 (立命館大学 教育開発推進 機構 教授)	生成系 AI 時代の学習と評価
〈令和 4(2022)年度〉 2023 年 2 月 22 日 15:30～17:00	杉森 公一 氏 (北陸大学 高等教育推進セ ンター教授)	学習者中心の学びをめざし て: AI 時代の OIU/OIC の 教育

※講師の所属・肩書等は、研修会実施当時のものを記載。

加えて、本学に新たに着任する教員を対象に「新任教員相談会」を実施している。これは授業運営の主体である教員が、不安、疑問、困りごとの相談並びに授業実践に関する情報交換の機会を図ることで、少しでも早く本学の風土・文化に馴染んでもらえる場として位置づけており、令和 6(2024)年度は、2 回実施した。

(3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

自己点検評価の過程において、短期大学設置基準の改正に伴う指導補助者の研修に関する規程の整備不足が判明した。併設大学において「実地調査等を踏まえた学長からの要請」に基づき、期限を定めた対応方針が示されたことから、短期大学においてもこれと連携し、速やかに策定することとした。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

教職員の就業に関する諸規程については、「大阪国際学園就業規則」「パートタイム職員就業規則」「給与規程」「育児・介護休業等に関する規程」「旅費規程」「職員資格等級制度規程」「定年規程」等を整備している。これらの諸規程は、教職員サイト等により教職員に周知されている。

また、就業規則等の諸規程に基づき、従前まで出勤簿にて管理していた、教職員の勤怠管理について、IC カードを活用して勤務時間管理、計画年休を含む有給休暇の取得状況など

の確認を円滑に行えるよう勤怠システムを導入し適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

課題としては、学習成果のさらなる向上を図る上で、人員・人材面及び事務組織面における一部の機能が十分に発揮されていない状況が挙げられる。また、短期大学設置基準の改正に伴う指導補助者の研修に関する規程の整備が挙げられる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。

(3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。

(5) 校地と校舎は障がい者に対応している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。

(7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

(10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

(11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。

(12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。

②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。

(13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

(1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

本学は、同一敷地内に大阪国際大学を併設しており、多くの設備を両者で共有しているため、施設・設備等の点検・評価にあたっては本学と大学を併せた形で記述する。

本学の校地面積、運動場面積、校舎面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。

(2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍等の厚生施設を設けている。

学生に対する教育及び厚生指導を行う上で、体育館、プール（25m×6 コース）、フィットネスルーム（3室）、トレーニングルーム（1室）を有している。

(3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

教室等については、受講者数に応じて、セミナー室（収容人数 15～30 人程度）、小規模（40～60 人程度）、中規模（80～120 人程度）及び大規模（200～250 人程度）の講義室を用意している。また、各学科で行う様々な専門教育に対応できるよう施設や備品が整備されている。

例えば、栄養学科では、給食の運営に関わる施設（調理実習室や給食管理実習室）は 6 号館 5 階、6 階に、食品や衛生などの実験を行うための実験室は 3 号館 3 階に整備されている。また、栄養指導論用の教材や栄養価計算ソフトをインストールしたノートパソコンは 6 号館 4 階の教室のロッカーに保管されている。ライフデザイン学科では、ビジネス実務に関する備品を 4 号館 3 階の教室に整備している。幼児保育学科では、音楽の授業に必要な施設は 4 号館 6 階と 7 階に、美術室、実習室及び作業室は 7 号館に整備されている。

なお、共通施設としてコンピュータ演習室（1 号館 3 階）、フィットネスルーム（1 号館地下 1 階、3 号館 1 階、6 号館地下 1 階）や第 2 調理室（3 号館 2 階）も整備されている。

研究室については、エアコン、Wi-Fi 及び有線 LAN 環境等を備えた個室（平均面積 20 m²）を整備している。

(4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。

本学には、イベントホール（本館 1 階）、ブラウジングルーム（4 号館 1 階）、ラーニングコモンズ（1 号館 1 階、4 号館 1 階）、インターナショナルコモンズ（1 号館 2 階）及びリサーチラウンジ（1 号館 5 階）等があり、学生の休息・コミュニケーションの場として提供している。

(5) 校地と校舎は障がい者に対応している。

障がい者への対応として、校舎出入口へのスロープ、校舎間の接続渡り廊下、障がい者対応エレベーター、そして多目的トイレを設置している。バリアフリー化は順次実施しており、平成 25(2013)年度には本館エレベーター改修時に福祉機能を付加し、また平成 26(2014)年度及び平成 28(2016)年度には 4 号館及び 6 号館のトイレを改修した際に、身体障がい者用トイレを多目的トイレへ改修し、利便性を高めている。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行う

のに必要な種類と数を備えている。

教室等については、受講者数に応じて、セミナー室（収容人数 15～30 人程度）、小規模（40～60 人程度）、中規模（80～120 人程度）及び大規模（200～250 人程度）の講義室を用意している。

なお、共通施設としてコンピュータ演習室（1 号館 3 階）、フィットネスルーム（1 号館地下 1 階、3 号館 1 階、6 号館地下 1 階）や第 2 調理室（3 号館 2 階）も整備されている。体育館は延床面積 2,144 m²を有し、トレーニング室・シャワー室を設けており、授業だけでなく課外活動にも活用されている。

(7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

全ての教員に対して、エアコン、Wi-Fi 及び有線 LAN 環境等を備えた個室（平均面積 20 m²）の研究室を整備している。

(10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

各学科で行う様々な専門教育に対応できるよう施設や備品が整備されている。例えば、栄養学科では、栄養士養成施設指導要領に基づき、給食の運営に関わる施設（調理実習室や給食管理実習室）は 6 号館 5 階、6 階に、食品や衛生などの実験を行うための実験室は 3 号館 3 階に整備されている。また、栄養指導論用の教材や栄養価計算ソフトをインストールしたノートパソコンは 6 号館 4 階の教室のロッカーに保管されている。ライフデザイン学科では、ビジネス実務に関する備品を 4 号館 3 階の教室に整備している。幼児保育学科では、指定保育士養成施設指定基準に基づき、音楽の授業に必要な施設は 4 号館 6 階と 7 階に、美術室、実習室及び作業室は 7 号館に整備されている。

(11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。

図書館は 6 号館の 2 階、3 階に設置しており、その総延面積は 1,559 m²、座席数は 324 席である。図書館の図書・製本雑誌数、視聴覚・ソフトウェア数については〔表Ⅲ-B-1(1)〕、雑誌の受入れ種数については〔表Ⅲ-B-1(2)〕のとおりである。蔵書点数は、123,573 点である。令和 6(2024)年度の図書館の開館日数は 234 日、開館時間は午前 9 時から午後 7 時までで、年間利用者数は、のべ 30,390 人であった。

〔表Ⅲ-B-1(1)〕 図書館の蔵書数(令和 6(2024)年度)

	図書・ 製本雑誌	視聴覚・ ソフトウェア	合 計
和 書	92,145	2,886	95,031
洋 書	28,228	314	28,542
合 計	120,373	3,200	123,573

〔表Ⅲ-B-1(2)〕 雑誌の受入れ種数

和雑誌	184
-----	-----

洋雑誌	19
合計	203

購入図書選定については、「授業関連の参考図書や指定書を揃える」「学生利用を目的とした選書を行う」等の収集方針を定め、国際関係研究所委員会に諮り、各学科及び図書館で行っている。学生は図書館に対し図書の購入希望を書面あるいは図書 web システムにより申込むことができ、購入図書の選定の際にはその希望にも応じている。

(12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

令和 3(2021)年度より遠隔授業の増加に対応して、電子ブック等の購入を増やし、学内だけでなく学外からも電子資料を使用できる仕組みを導入している。廃棄についても、「図書管理規程」に基づいて、著しい破損または汚損や教育研究に資する価値がないと認められた場合等に、蔵書点検等の諸手続きを実施した後、除籍処理を行っている。参考図書・関連図書については、各学科の特性に合わせた選書を行っており、ビジネス、観光、語学、キャリア開発等の分野を重点的に整備している。さらに大学との共用館である利点を活かして、より専門的かつ広範な分野の図書及び資料も整備している。図書館は、規程に基づき、教育研究及び学修上必要な図書、雑誌その他の資料を収集、整理及び保存し、学生及び教職員が十分に利用できる環境を整えている。その他に教育活動への取組みとして、セミナー単位での図書館ガイダンス（ライブラリーツアー）を行っている。図書館ガイダンスは、学生の情報収集と活用能力、情報の読解力を伸ばすことに寄与している。

(13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

1号館1階ラーニングコモンズ、4号館1階ラーニングコモンズにおいて、授業に対応できるようメディア設備やWi-Fi環境を整備している。また、1号館6階に、遠隔授業用スタジオを設置し、遠隔授業やオンデマンド配信型授業といった多様なメディアを高度に利用することで、教室以外の場所での授業を行えるよう整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

固定資産や施設設備の維持管理に関する規程については、学園規程である「経理規程」や「固定資産及び物品管理規程」といった必要な規程を財務諸規程として整備している。これらの規程により、固定資産や物品（消耗品、貯蔵品等）の管理に関する明確な枠組みが設けられている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

整備された諸規程に従い、庶務課は固定資産の維持、修繕、廃棄、付保等の現物管理及び物品の発注・検収、出納、保管を担っている。一方、法人本部事務局財務会計課は固定資産台帳等の整備・保管、資産の購入・除却の記録等の財産管理を行い、適切な維持管理を実施している。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。

火災・地震対策及び防犯対策に関しては、「危機管理規程」「防災管理規程」及び「自衛消防団則」といった必要な諸規程を整備し、緊急事態に備えた体制を構築している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

防災設備や危険物については自主点検を行うとともに、法定による建築設備点検や消防設備点検については専門業者に委託し、定期的実施している。毎年一回、通常の授業開講日の2限終わり頃から昼休みにかけて、本学が策定している消防計画に基づき防災訓練を実施している。キャンパス内の全館及び諸施設にいる全ての学生及び教職員が対象となり「守口市内で震度5弱の地震が発生」との想定で、指定避難場所であるグラウンドに安全で速やかに移動することが求められる。令和6(2024)年度は12月4日に実施した。

加えて、今年度は、学内で火災が発生したことを想定して、本学学生・教職員の安全確保、災害対応体制の確認及び対応能力の向上を図る訓練を目的として、通報・避難・消火を含めた防災訓練を守口消防署の消防隊員の立会いの下、実施した。守口消防署からは、「通報、避難誘導等Aランクの評価で実施できている。今回は訓練であるが、実際に災害が起こった際には、一人ひとりが落ちついて行動することが重要です」との講評をいただいた。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

コンピュータシステムのネットワークセキュリティ対策としては、令和元(2019)年度にSOC(Security Operation Center)サービスを導入し出口対策を行っている。令和6(2024)年度にファイアウォール機器を刷新し、セキュアに増加した通信量対応が可能となっている。情報セキュリティ対策の強化の観点から、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ対策基本規程」及び関連規定を制定・改正し令和4(2022)年4月1日付で施行している。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

地球環境保全への配慮として、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。省エネルギー対策では、ポスター等による学内での啓発活動のほか、講義室等での不要な空調運転の停止

や消灯に努めており、またクールビズ及びウォームビズを通年で実施している。施設設備の改修時には、省エネルギー性能の高い空調機器や LED 照明などの先進機器を採用する配慮を行っており、校舎の屋上緑化も順次進めている。その結果、令和 6(2024)年度においても、省エネルギー法に基づく年間エネルギー使用量を基準値である原油換算値 1,500kL 未満に抑制することができた。さらに省資源対策として、会議資料等の電子化、タブレット端末による閲覧、シラバスや規程集等のウェブサイトへの掲載、Web による履修申請といったペーパーレス化に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学では、次に示すとおり、技術サービス、専門的な支援、施設設備等の向上・充実を図っている。

- ・「音楽（基礎）a」「音楽（基礎）b」「音楽（応用）a」「音楽（応用）b」の授業においては、単位認定教員のほかに非常勤教員（レスナー）を置き、専門的で細やかな技術指導を行っている。
- ・調理や実験に関する授業においては、技術助手が専門的な技術支援や学習支援を行

っている。

- ・コンピュータ利用に関しては、情報システム室が技術的支援を行っている。
- ・海外研修・海外留学については、それらの企画及び情報の提供や助言を国際交流センターにおいて行っている。
- ・調理、実験、情報、音楽、体育、美術等に関わる施設に備品を整備している。
- ・教室には、学習効果を高めるために、プロジェクター、AV 機器等を整備している。
- ・音楽教室に備付けの諸楽器については、課外時間においても自由に使用できる環境を整えている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングについては、「コンピュータ基礎演習 I (ワープロ)」「コンピュータ基礎演習 II (表計算基礎)」「情報処理のしくみ」などの情報技術に関する授業での指導を行っている。また、コンピュータ関連資格に対する特別講座を実施している。

令和 6(2024)年度においては教職員に対する情報技術の向上に関するトレーニングについて、学科によっては PC 活用に関する個別の相談等の対応をしているが全体的なトレーニングの機会が設けられることはなかった。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

技術的資源と設備の両面において、各学科及び事務局から実習室のメンテナンス、楽器の修理、AV 機器や情報機器の更新や備品等の予算を毎年申請し、総合的に検討及び見直しを行った上で適切に予算を配分している。各学科及び事務局は、予算に基づき、技術的資源と設備を計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。

本学では、令和 3(2021)年度入学生から「Bring Your Own Device (以下、BYOD と示す)」のパソコンの必携化を実施している。学生がパソコンを授業で快適に活用できるように、令和 3(2021)年 8 月にキャンパス内の無線 LAN 設備を刷新して、全ての教室において教室定員数の学生が Wi-Fi に接続して授業が受けられるように整備している。また、キャンパス内に学生が利用できるパソコンを 6 カ所 (38 台)、学生の BYOD パソコンから印刷できるプリンターを 5 台、パソコンを充電できる充電席を 6 カ所 40 席、学生証で施錠できる充電ロッカー 1 カ所 (10 個) を整備し、学生が適切に活用できるよう管理している。

(7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。

教育課程編成・実施の方針に基づき学修成果を確実に獲得させるため、最新の情報技術等を入学準備段階から授業運営、短期大学運営に至るまで積極的に導入し、有効に活用している。

まず、新入生への情報提供の利便性向上と事務効率化のため、令和 5(2023)年度入学生より、従来の冊子送付から入学手続 Web システム「Post@entrance」による対応へ移行した。これに合わせ、ウェブサイト内に「新入生応援サイト」を立ち上げ、各種手続書類の案内やマニュアル、入学式・オリエンテーション等のスケジュール、FAQ 等を一括提供する体制を整えている。また、入学前教育の一環として e-Learning 教材「OIU/OIC ドリル」を導入しており、新入生が基礎学力の向上にスムーズに取り組めるよう、Web を通じた学習支援を行っている。

授業運営においては、学修管理システム「OIU UNIPA」や Google Classroom を用いた学習支援を展開しており、さらに先進的な取り組みとして、ライフデザイン学科では論述式の課題テーマ策定に生成 AI を取り入れるなど、新しい技術を教育活動に組み込んでいる。また、学生総合支援部では、聴覚に障がいのある学生に対し、音声認識アプリ「UD トーク」を用いたリアルタイムの情報保障支援を行うなど、ICT の活用により、全ての学生が公平に学習成果を得られる環境を整備している。

短期大学運営においても、デジタル化による業務効率化と高度化を図っている。会議の性質に応じて Zoom 等のオンライン会議を併用するとともに、全ての会議において資料の電子化を徹底している。規程集等の教職員に関わる情報は教職員サイトに掲載し、学生に対しては「履修の手引き」等の情報を「在学生ポータルサイト」へ集約することで、大幅なペーパーレス化を実現した。さらに、出張申請・報告の「Web 旅費」システムへの移行や、Google フォームによるアンケート調査の迅速化など、情報技術を駆使して事務運営を最適化することで、教育研究活動を支える基盤をより強固なものにしている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

コンピュータ演習室については、令和 3(2021)年度入学生より学生のパソコン必携化を採用したことから BYOD パソコンが定着したため、令和 5(2023)年度からは通常教室に変更したことにより、現在、2 教室（1-313、1-314）を設置している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

FD センターの調査では、教員の PC スキル向上に関する要望に対し、単なる操作習得に留まらない、具体的な授業改善に繋がる実践的な研修計画が求められている。また、ライフデザイン学科からは、生成 AI の教育利用において、実演を通じた理解促進や外部専門家による特別授業の実施など、高度な知見を積極的に取り入れる仕組みが必要であるとの指摘がある。教員のリテラシー向上を図るとともに、最新の技術的資源を効果的に授業へ組み込む組織的な支援体制を構築することが、今後の課題であると捉えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費を適切に措置している。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

資金収支及び事業活動収支は過去 3 年間において支出超過となっている。

支出超過の理由としては、全学科における定員割れと、高い水準の減価償却額によるものである。

貸借対照表の状況については、すぐに現金化可能な金融資産が少な目であることを除けば、健全に推移しているといえると考えている。

本学の事業活動収入は学校法人全体の事業活動収入の約 11%を占めており、学校法人全体の財政は、本学の財政状態から少なからず影響を受けている。本学としては、学校法人全体の財政との調和を考慮し、学生募集力の回復向上による収入増、支出内容の精査による支出抑制などが重要であると考えている。

財政的には、本学の存続を可能とする程度の金融資産を保有していると考えている。

本学園は、教職員の退職に備えて退職給与引当金を設定しており、期末要支給額の 100%を基に、私立大学等退職金財団の掛金の累積額及び交付金の累積額等を加減した金額を計

上している。

本学園は、資産の適正かつ効率的な運用に資するため、「大阪国際学園資産運用規程」を設けている。本学園の資産運用は安全性と計画性を基本方針とし、手続き面では資産運用責任者を法人本部事務局長とし、資産運用（預貯金を除く）に当たっては常勤理事会の議を経た後、理事長の承認を得るものとしている。運用の対象となる金融商品は、預貯金のほかは日本国国債、政府保証債及び地方債、一定以上の格付をされた社債等、安全性が高く、国等より補助金の交付を受け、公益性の高い学校法人の資産の運用先としてふさわしいものに限られている。また、資産運用責任者は運用状況（預貯金を除く）を毎月末に検証し、その結果を理事長に報告している。以上のように、本学園の資産運用については、手続き面、リスク管理面等において適切に執り行われており、過去のサブプライム問題に端を発する世界的な金融危機に際してもその影響を受けることはなかった。

教育研究経費について、令和 6(2024)年度における教育研究経費比率（教育研究経費／経常収入）は 42.9%である。これらの経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率も事業活動収支の均衡を失わない限りにおいて高くなることが望ましいとされている。

令和 6(2024)年度の本学における教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての支出に関する比率（施設設備関係支出／経常収入）は 5.8%である。同キャンパス内の併設大学との共用の施設設備にかかる支出は、主に学生数比により按分された金額が計上されている。本学では施設設備面での学生の利便性、満足度の向上のための教育環境整備については、今後も収支状況を勘案しながら計画的に実施していきたいと考えている。

本学園は、磯部公認会計士事務所と監査契約を締結し、会計監査を受けている。会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、監査日程表のとおり実施されている。毎年度、決算終了後に公認会計士から、計算書類について「適正」との独立監査人の監査報告書の提出を受けている。また、年 2 回、学校関係者が正しい認識と共通の理解を得ることを目的として、理事長、常勤理事、監事、監査室長及び法人本部財務会計課長等出席の下で監査協議会を行っている。その中で、公認会計士から指導事項・改善事項について報告された事項に関しては、適正な運用管理への改善（設置校への指示・指導等含む）対応を速やかに行っている。

本学園は令和 3(2021)年度において、併設高等学校及び中学校を対象として寄付金の募集を始めた。なお、同窓会からの寄付金等、寄付者の意思に基づいたものについては従前どおりに受け入れ、教育研究施設・設備の充実や奨学事業などに役立てている。

本学の令和 7(2025)年度における入学定員充足率は 59.6%、収容定員充足率は 75.2%である。現状については決して楽観できるものではなく、「第 2 期中期経営計画」において策定された募集戦略を併設大学や法人本部の協力を必要に応じて得ながら着実に実行していく過程で、募集力の回復・向上を図っていく。

前述のとおり、本学の令和 7(2025)年度における収容定員充足率は 75.2%であるが、財務面においては一体運営と位置づけられている併設大学の財政状況を考慮しながら、適切な予算編成を行うことにより、財務体質の維持を図っている。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

各部門は中期経営計画に基づいた各部署の意向を集約した予算申請書等を法人本部事務局に提出し、財務改善推進本部による部門審議会などでの審議調整が行われる。その後毎年3月開催の理事会で予算決定がなされ、速やかに各部門に伝達されている。

予算の執行については合规性と経済性を重視している。一旦査定された予算項目でも、執行段階で再度適正性と経済性を検討しながら執行を行う。したがって、執行されない予算項目が出てくることもあるが、本学及び本学園の主要な課題としての経費削減を念頭に、申請段階の予算査定以上の緻密さを以って執行を管理している。また、予算を超えた執行ができないように、会計システムによる管理がなされている。

予算執行票は学内ネットワークを利用した会計システムにより、各部署において起票する分散入力方式を採用し、出納業務については財務会計課が担当する。出納業務の状況については、経理責任者を経て理事長に報告している。

「固定資産及び物品管理規程」に基づき、固定資産の取得、除却に関する台帳を整備し記録保管している。有価証券を含む資金については「大阪国際学園資産運用規程」に沿い安全性を第一として適正に運用管理している。

毎月の経理処理については、月次試算表を作成した後、特に重要視している金融資産（支払資金と積立金）の残高の適正性を財務会計課長が検証した上で、経理責任者（法人本部事務局長）を經由し理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

短期大学を取り巻く環境は18歳人口の減少や、生徒の4年制大学志向など年々厳しさが増している。短期大学部の存立基盤の確立のためには、教育の質とともに施設設備の維持・向上は必須要件であるため、デジタル化時代が求めるインフラ整備、大和田中高の跡地利用及び大規模修繕等につき年次計画を立てて推進している。また、遊休地等の売却を計画的に実施している。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

そのような中、本学では校舎の空調設備の更新や照明設備のLED化、情報機器の更新などを積極的に行っている。これらのハード面の充実強化を、交通アクセスを含め大きな強みにする考えである。ソフト面においては、職業に直結する免許・資格が取得できる栄養学科や幼児保育学科があること、多様な海外研修プログラムや積極的な地域貢献活動を行っていることは本学での学びにおいて大きな特徴となっている。

(3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。

一方、財務面において本学園は日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標における「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によるとB3に区分される。中期経営計画策定にあたっては、設置諸学校単位でSWOT分析（Strengths-Weaknesses-Opportunities-Threats analysis）を行っている。支出面では、設置基準に基づいた教員数や科目の精選を通じた非常勤講師への依存率を下げるといった人事計画や学生募集戦略や奨学金の見直し、メリハリのついた予算査定を通じ、財政面での教育活動資金収支差額の黒字化を最大の目標としている。今後は、減価償却額相当額をカバーすべく、經常収支差額の黒字化が重要であると考えているところであり、令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの「第2期中期経営計画」については、「大阪国際学園 中期経営計画 平成28年度～平成33年度（以下、「第1期中期経営計画」と示す）」の成果を基本として、現状認識とともに新たな課題の洗い出しを行った上で策定されたところである。これら今後の課題を含む経営情報、財務状況については全教職員に向けて財務状況説明会を通例毎年6～7月に実施、意識の共有を図ってきた。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

人事計画に関しては、前述の「第2期中期経営計画」における収支バランス（人件費）を考慮した教職員人事計画に基づき、運営協議会の下に学長を委員長とする「全学人事計画委員会」を設け、短大設置基準における基準教員数や専門分野に配意し、採用・昇任計画の策定及び採用、昇任、任用更新等にかかる手続きを行っている。また、施設設備に関しても、「第2期中期経営計画」を念頭に、「学舎検討委員会」などにおいて、遊休資産を含めて将来的な利活用計画を策定してきた。また収支状況を改善するため、収入の確保と支出削減の取組みを行っている。

収入の確保においては、積極的に受託事業に係る収入を獲得するよう努力をしている。支出削減に関しては、相見積もりの励行等適正な予算執行に努めている。ただ、近年における募集状況の厳しさの進行により、定員割れが常態化しており、収支バランスもそれに伴って崩れてきているので、定員の適正化を進める必要があると考えている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

情報の公表については、ウェブサイトによるほか、学園内の教職員向けの広報誌「学園だより」において、毎年決算終了後、説明文を付して決算情報を掲載しており、「学園だより」は教職員の間での情報共有のための重要な媒体として認識されていると同時に、危機意識の醸成に貢献している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

事業活動収支の支出超過が続いているため、引き続き、改善が必要であると認識している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

≪「令和4年度認証評価 自己点検・評価報告書」より抜粋≫

課題「職員の出張関係の諸手続はシステム化されたが、教員の出張関係にかかる諸手続については、申請書等所定様式による手続きとなっており、そのシステム化について、現在検討中である。」については、令和5(2023)年度のシステム化に向け、庶務課と情報システム室のプロジェクトチームを立ち上げ、電子決裁による出張処理の検討を進める。

※参考 令和元(2019)年度の出張件数は、教員 1,146 件、職員 540 件である。

※令和2(2020)・令和3(2021)年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく件数が減少した。

課題「火災・地震対策については、地震の初期対応や火災に対する訓練を学生及び教職員が参加し、毎年1回実施しているが、災害時に重要とされる教職員の対応が適切に行われるよう、防災訓練以外に教職員向けの講習会等を定期的を実施する必要がある。」については、守口市門真市消防組合消防本部に協力を要請し、講習会が定期的を実施できるよう体制を整える。

課題「事業活動収支の支出超過が続いており、これの改善と併せて、学園保有資産の効率化(売却等)が急がれる。」については、令和3(2021)年度策定の「第2期中期経営計画」の下、引き続き学園をあげて収支改善のために取り組む。

課題「職員の出張関係の諸手続はシステム化されたが、教員の出張関係にかかる諸手続については、申請書等所定様式による手続きとなっており、そのシステム化について、現在検

討中である。」に対しては、庶務課と情報システム室（現：法人本部情報システム課）を中心とするプロジェクトチームにより検討を進め、令和 5(2023)年度より新システムを導入・稼働させた。現在は教職員を対象に運用されており、ペーパーレス化の促進及び決裁承認の迅速化に大きく寄与している。

課題「火災・地震対策については、地震の初期対応や火災に対する訓練を学生及び教職員が参加し、毎年 1 回実施しているが、災害時に重要とされる教職員の対応が適切に行われるよう、防災訓練以外に教職員向けの講習会等を定期的実施する必要がある。」については、8 月 21 日に守口市消防署東部出張所から 4 名の消防隊員が見守る中、通報、避難のほか消火訓練に取り組んだ。

また、10 月 11 日に職員を対象に「防災用品使用訓練」を実施し、停電時に発電機を使って発電をすることや断水時にマンホールトイレを設置すること、防災倉庫の防災備蓄品の内容確認などを行ったが、令和 7(2025)年度以降は対象者を変更・拡大して実施することとした。さらに大地震発生時に関係教職員の初動対応が適切に行われるよう、令和 7(2025)年度に大学・本部合同で初動対応に関する訓練を計画することとした。

課題「事業活動収支の支出超過が続いており、これの改善と併せて、学園保有資産の効率化（売却等）が急がれる。」については、遊休資産の売却及び有効活用を推進してきた。その一環として、枚方キャンパスについて令和 6(2024)年度に売却を完了し、資産の流動化（資金確保）を実現した。しかしながら、事業活動収支における支出超過という本質的な課題は依然として解消に至っていない。今後は、確保した資金を有効に活用しつつ、学園をあげて経常的な収支構造の改善に取り組む。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育の質を支える基盤である人的、技術的及び財的資源の最適化を図るため、以下の改善計画を推進する。

第一に人的資源の強化である。令和 8(2026)年度に向けた組織改編を行い、事務組織の機動性と機能性を高められるよう検討を進める。あわせて IR 室の人員補強と他部署との業務共有を進め、不測の事態においても業務継続性を維持できる組織的なバックアップ体制の構築を図る。第二に技術的資源の高度化である。FD センターを中心に、PC 操作の習得に留まらない授業改善に直結する実践的な研修を計画する。ライフデザイン学科での生成 AI 活用の実演や外部専門家の招聘を通じ、先端技術を効果的に教育課程へ取り入れる仕組みを整える。第三に財的資源の安定化である。事業活動収支の改善に取り組み、募集環境に即した入学定員の適正化を推進する。これに伴う教職員数の最適化など人件費管理を徹底することで、健全な財務体質の確立と持続可能な教育投資の両立を図る。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

(1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は設立者の意志の継承者として、本学園の建学の精神「全人教育」の考えを充分理解し、年頭挨拶、入学宣誓式等において学園を代表して学内外にその精神を表明しており、学校法人の運営全般に対し強いリーダーシップを示していることから、本学園及び本学の発展に寄与している。

(2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事長の職務については、「学校法人大阪国際学園 寄附行為（以下、寄附行為と示す）」第 12 条に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている。現理事長は、平成 7(1995)年に理事長就任以降、30 年近くの間には互に理事長職を務めており、その間には本学の学長や併設大学の学長も務め、これらの経験を基に、強いリーダーシップをもって本学園及び本学の運営にあたっている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

(1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会の業務については、寄附行為第 16 条第 2 項に、「理事会は、この法人の業務を決

し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されている。また、「学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則（以下、寄附行為施行細則と示す）」第4条第3項に定められた業務の決定については、理事会の委任に基づき、理事長及び常勤の理事をもって構成する常勤理事会において審議が行われ、迅速な意思決定を図っている。

(2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会の認証評価に対する役割と責任に関しては、令和4(2022)年度の認証評価においても、理事長及び学長がその責任者となり対応するなど、理事会が認証評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。

(3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会・評議員会の構成員の中には、本学の学長、副学長、事務局長等が含まれており、理事会は学内情報を十分に収集することができている。学外の情報収集については、理事会構成員は文部科学省関連会議や日本私立短期大学協会の研修会等に参加する等、積極的に学外の情報収集に努めている。

(4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、関係法令を遵守し、短期大学の運営に学校教育法等による法的な責任があることを十分に認識している。毎年度の予算や決算、事業計画等を私立学校法及び寄附行為の規定に基づき慎重に審議している。

(5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

学校法人運営に関する規程として寄附行為、寄附行為施行細則、「組織規則」等を整備し、短期大学運営に関する規程として学則、「大阪国際大学短期大学部運営協議会規程」「大阪国際大学短期大学部教授会規程（以下、教授会規程と示す）」等を整備している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。

(2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<区分 基準IV-A-3の現状>

(1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。

理事（10人）の選任については、寄附行為第6条第1項の規定に基づき、適切に行われている。理事の任期は、寄附行為第9条に「第6条第1項第2号及び第3号の理事を除き2年」となっているが、「補欠の理事の任期は前任者の残任期間」となっている。また、「理事は再任することができ、任期満了の後でも、後任が選任されるまで、なお、その職務を行う。」と定めている。

(2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

令和 7(2025)年度からは改正私立学校法に基づき、理事は理事選任機関によって選任し、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

改正私立学校法の規定に準拠し、理事の適切な選任プロセスを確立し、着実に運用していくことが課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。

①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

④教授会議事録を整備している。

⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

本学は、学長が短期大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長の下、短期大学の運営に関する基本的な事項の審議及び部門間の連絡調整を

図る運営協議会、学長が意思決定を行うにあたり審議し、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる教授会を設置している。これらの体制の中、学長は、運営協議会を招集し議長となり、短期大学運営上の基本的事項について諮問し、審議を求め、また、教授会及び拡大教授会に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を求め、意思決定を行っている。

このように、学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会及び拡大教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、理事長とも密に連携を取りながら職務遂行にリーダーシップを発揮している。

現学長は学長職 3 期目（任期 4 年）に臨み、短期大学設置基準第 22 条の 2 にあるとおり、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。

また、建学の精神に基づく教育研究を推進するために、短期大学部長、各学科長、事務局長等と連携を密にし、適切な教育研究環境を確保し、学生や地域社会に還元できる研究をモットーに教育研究活動を積極的に推進し、本学の向上・充実に向けて努力を重ねている。

学生に対する懲戒に関しては、その軽重に従って譴責・停学・退学とする旨が学則第 38 条に規定されており、この規定に基づき「大阪国際大学短期大学部学生の懲戒に関する申し合わせ」で懲戒の手続きを定めている。

学長は、「学長は、短期大学部を代表し、校務を統括するとともに、所属教職員を統督する」とする「組織規則」に則り、常に短期大学運営の先頭に立ち、校務を司り、所属教職員を統督している。

学長は、「大阪国際大学短期大学部学長選任規程」に基づき選任され、常に教職員からの案件に迅速に対処しながら、教学運営の遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。

本学では、学長を教学運営の最高責任者とし、その意思決定を支援するために教授会及び拡大教授会を設置している。教授会及び拡大教授会は、教育研究に関する専門的な観点から審議し意見を述べる役割を担うが、学長はその意見を参酌しつつ、権限と責任において最終的な判断を下す。また、学長は理事長と密に連携を取りながらリーダーシップを発揮して職務を遂行している。

教授会及び拡大教授会の運営は、学則及び教授会規程に基づき適切に行われており、規程には併設大学と合同で審議する事項を想定した条文も含まれている。教授会及び拡大教授会の終了後には、速やかに議事録が作成され、構成員の確認を経た上で、教学・教職センターにてデータ保管されている。特に拡大教授会では、年度当初の 4 月に建学の精神を再確認するほか、就職者数が月ごと及び年度末に、また前年度の資格・免許取得者数が 4 月に報告され、情報の共有が図られている。

さらに、教育・研究活動に必要な各種委員会は、併設大学との共通組織として設置され、各学科からの委員選出及び担当部署職員との連携のもと、各種委員会の規程に基づいて適切に運営される体制が整っている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

(1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。

監事（2人）は、「私立学校法」及び寄附行為の規定に基づき、適切に選任されている（令和7(2025)年4月1日施行の「改正私立学校法」に基づき、令和7(2025)年度からは評議員会決議により選任することとなる予定）。

(2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。

監事は寄附行為第15条の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行状況を監査している。

監事のうち1人は週1回程度来学し、「監査室」の職員の協力も得て、毎年度の監査計画に基づき、特に各部門の業務監査を実施している。また、「学校法人大阪国際学園 監事監査規程」に基づき、毎年度2回（5月、2月）監査協議会を開催し、理事長、常勤の理事及び各所属長等の出席の下、監事、公認会計士、監査室による三様監査の実施報告等を行っている。

(3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

監事（2人）は適切に選任されており、理事会及び評議員会に出席している。

(4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出

している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

(1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会は、「私立学校法」及び寄附行為の規定に基づき、理事の定数（10人）の2倍を超える人数（22人）をもって組織されている（令和7(2025)年4月1日施行の「改正私立学校法」により、令和7(2025)年度からは理事の数を超える評議員をもって組織することとなる予定）。

(2) 評議員会は、適切に運営している。

評議員会は、「私立学校法」及び寄附行為の規定に基づき、予算、事業計画、事業に関する中期的な計画、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為の変更、その他法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるものなどに関して、諮問機関として適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

(1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。

会計監査人については、令和7(2025)年4月1日施行の「改正私立学校法」により選任が義務付けられるため、令和7(2025)年度（定時評議員会終了後）から対応する予定である。

(2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。

本学園は、磯部公認会計士事務所と監査契約を締結し、会計監査を受けている。会計監査は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、監査日程表のとおり実施されている。毎年度、決算終了後に公認会計士から、計算書類について「適正」との独立監査人の監査報告

書の提出を受けている。会計監査人による監査は、令和 7(2025)年度決算より行われ、本学園の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査される予定である。

(3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

会計監査人による監査は、令和 7(2025)年度決算より行われ、本学園の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査される予定である。また会計監査報告も監事及び理事会に提出される予定である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

改正私立学校法の規定に準拠し、評議員、監事及び会計監査人の適切な選任プロセスを確立し、着実に運用していくことが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

<区分 基準IV-D-1 の現状>

(1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

本学園は、情報の公表に関して寄附行為第 35 条に基づき、寄附行為や役員等名簿（個人の住所を除く）等を作成した際には、遅滞なく学園ウェブサイト上に公表している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報や、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教職課程に係る情報についても、「情報公開規程」に則り大学ウェブサイト上で公開している。一方、財務情報については私立学校法の規定に基づき、計算書類、監査報告書、財産目録、事業報告書、役員等名簿等を法人本部事務局に備え置いて閲覧できるようにし、開示要求に対応している。

さらに、これらの財務情報も学園ウェブサイト上に掲載し、教育情報と財務情報の両方を適切な時期にウェブサイト上で広く公開する体制を整えている。

(2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために日本私立大学協会制定の「私立大学版 ガバナンス・コード」を規範として、令和 3(2021)年 10 月に「大阪国際

学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」を制定し、毎年度、その遵守状況について点検を実施し、公表している。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

改正私立学校法施行等に即し、本学園のガバナンス・コードを「私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード 第2版」へと改訂した上で、遵守状況の点検・公表を着実に遂行していくことが課題である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

«「令和4年度認証評価 自己点検・評価報告書」より抜粋»

課題「理事会において、全理事が出席できるよう、年度開始前に理事会開催予定日を周知するなどに努めているが、学外者については、本務の都合上、書面での出席が多くなる者がいる。実出席率向上のため、この点についてさらに改善する余地がある。」については、コロナ禍により、オンラインでの理事会開催について設備面が整備されたので、今後対面での開催とオンラインでの開催を併用するなどし、実出席率の向上に努めていく。

課題「現在、学長のリーダーシップが発揮できる組織を構築し運営を行っているが、現状の継続だけでなく、短期大学を取巻く環境の変化に対応できるよう、PDCAサイクルによる継続的な検証・確認を行い、意思決定機能の改善・向上を図っていく必要がある。」については、今後、各学科での自主的・自立的なガバナンス体制を強化し、各学科の自己点検・評価による教育の質向上のための仕組み作りをさらに充実させ、それを有効に機能させ改善に結びつけていく。

課題「監事が、業務の監査を実施するにあたり、各事務局の業務内容や教学面等について、より充実した業務監査ができるよう、監査室による支援と連携を充実強化していきたい。従来から三様監査の連携を図るため、監査室、監査法人（公認会計士）との監査協議会（5月、2月に開催）を実施しているが、一層の充実を図っていきたい。」については、「大阪国際学園監事監査規程」に基づき毎年度、監査方針及び監査計画を作成し、これを基に監事による業務監査を実施しているが、今後監査室から監事へのよりきめ細かな情報提供を行い、さらに充実した監査を行うこととする。

課題「理事会において、全理事が出席できるよう、年度開始前に理事会開催予定日を周知するなどに努めているが、学外者については、本務の都合上、書面での出席が多くなる者がいる。実出席率向上のため、この点についてさらに改善する余地がある。」については、理

事会の実出席率向上に向け、令和 5(2023)年度より、本務等の都合により来校が困難な外部役員・評議員を対象に、オンライン会議システムを用いた出席を可能とするなど運営方法の改善を図った。その結果、実出席率は令和 4(2022)年度の平均 74%から、令和 5(2023)年度には平均 86%へと大幅に向上した。令和 6(2024)年度も、ほぼ毎回、対面・オンラインの併用会議を行うことにより、平均 81%に達するなど、改善傾向がみられる。

課題「現在、学長のリーダーシップが発揮できる組織を構築し運営を行っているが、現状の継続だけでなく、短期大学を取巻く環境の変化に対応できるよう、PDCA サイクルによる継続的な検証・確認を行い、意思決定機能の改善・向上を図っていく必要がある。」については、前回の受審時に改善計画として「各学科での自主的・自立的なガバナンス体制を強化し、各学科の自己点検・評価による教育の質向上のための仕組み作りを充実させ、それを有効に機能させ改善に結びつけていく」ことを示した。これを受けて、令和 6(2024)年度においては、次期認証評価及び自己点検・評価活動を教職員一人ひとりが自らの課題として捉える「自分事化」を最優先事項に掲げ、体制整備と意識改革に取り組んだ。

まず、前年度における大学・短期大学基準協会の評価結果を自己点検実施委員会で共有し、本学の現状と対応すべき課題の再確認を行った。これに加え、第 4 期評価サイクルに向けた受審スケジュール及び年間スケジュールを年度当初に策定・周知することで、受審時期を見据えた計画的な自己点検・評価活動を促した。

実務レベルの対策としては、8 月 26 日に開催された同協会主催の「第 4 評価期間短期大学認証評価に関する ALO 対象説明会」の上映会を実施し、実務担当者の理解を深めた。併せて、令和 7(2025)年度から適用される新「短期大学評価基準」の精読を指示し、評価指標の変更点に対する組織的な適応を図った。

さらに、同年度内の令和 7(2025)年 1 月の中央教育審議会大学分科会等で提示された「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申案）」の内容に基づき、高等教育を取り巻く環境の変化や認証評価制度の見直しに関する情報共有を行った。これらの多角的な取組みを通じて、単なる事務手続きとしての評価準備に留まらない、全学的な自己点検・評価体制の整備を進め、PDCA サイクルに基づく改善体制の強化を図った。

課題「監事が、業務の監査を実施するにあたり、各事務局の業務内容や教学面等について、より充実した業務監査ができるよう、監査室による支援と連携を充実強化していきたい。従来から三様監査の連携を図るため、監査室、監査法人（公認会計士）との監査協議会（5 月、2 月に開催）を実施しているが、一層の充実を図っていきたい。」については、「大阪国際学園監事監査規程」に基づき、令和 6(2024)年度監査方針及び監査計画を作成し、これを基に学園及び各学校の管理運営・ガバナンスを監査テーマとした業務監査を行っており、監査が効率的・円滑に行われるよう監査室が支援を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和 7(2025)年 4 月施行の改正私立学校法に基づき、管理運営体制の刷新を図る。理事、評議員、監事及び会計監査人の選任プロセスを法令に準拠して確立し、同年度の定時評議員会までに遺漏なく適用を開始する。併せて、ガバナンス・コードを「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード 第 2 版」（日本私立短期大学協会策定）へ改訂し、遵守状況の点検・公表を着実に遂行する。これにより、法令遵守の徹底と透明性の高いガバナンス体制を構築し、

社会への説明責任を果たす。

以上